

---

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ く り 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 幹	相原	光男

議 事 日 程 (第5号)

平成20年12月11日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第 3 議案第 6号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例
- 第 4 議案第 8号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9号 柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第10号 柴田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第11号 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案 12号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第13号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第14号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 1 議案第 1 5 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
  - 第 1 2 議案第 1 6 号 柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 1 3 議案第 1 7 号 柴田町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例
  - 第 1 4 議案第 1 8 号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例
  - 第 1 5 議案第 1 9 号 柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
  - 第 1 6 議案第 2 0 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - 第 1 7 議案第 2 1 号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例
  - 第 1 8 議案第 2 2 号 柴田町都市公園条例の一部を改正する条例
  - 第 1 9 議案第 2 3 号 柴田町公共物管理条例の一部を改正する条例
  - 第 2 0 議案第 2 4 号 柴田町消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例
  - 第 2 1 議案第 2 5 号 権利の放棄について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5 号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第 3 議案第 6 号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例
- 第 4 議案第 8 号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9 号 柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 1 0 号 柴田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 1 1 号 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案 1 2 号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 1 3 号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 1 4 号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

#### 追加日程第 1 議案第 1 2 号から第 1 4 号までの議案撤回の件

- 第 1 1 議案第 1 5 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 1 6 号 柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 1 7 号 柴田町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例

第 1 4 議案第 1 8 号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

第 1 5 議案第 1 9 号 柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において10番我妻弘国君、11番太田研光君を指名いたします。

次に、日程に入る前に報告をいたします。

議案第7号課設置に関する条例の一部を改正する条例であります。昨日町長から議案の撤回の申し出がありました。この件について、議会運営委員会で協議した結果、これを了承し、議題前であることから議長において撤回の許可をいたしました。議題には供しませんのでご了承願います。

---

---

### 日程第2 議案第5号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する 条例

○議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第5号用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第5号用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

用品調達基金は、事務用品について集中購入により安価で取得し、その管理を行なう基金として設けられましたが、事務用品の多種多様化に伴い各課で直接購入するケースがふえてき

たことにより、基金の目的が著しく希薄になってきている状況から、当該基金を廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書33ページをお開きください。

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止するものであります。

この条例は、用品を集中購買することにより、用品の取得及び管理に関する義務を円滑に効果的に行なうため、用品調達基金を設置することを定めたもので、昭和44年に施行されました。

商業システムが変化し、大量購入にメリットがなくなっていることにより、基金の目的が希薄になっていることや、大量の物品を管理・保管し、払い出しを行なうより、各課が直接購入した方が全庁的に事務軽減となることから廃止するものであります。

廃止後は、コピー代や封筒については企画財政課一括支払いとしまして、パソコンのプリンター用紙やトナーについては企画財政課で単価契約を行い、各課で購入するようにしたいと考えております。

現在、用品基金調達基金の関係で扱っている品目は46品目ほどございますが、ほとんどが事務用品、それから印刷する紙等なんですけれども、ほとんど文具等については利用されていないということで、大部分がコピー代、それから封筒、それからパソコンのプリンターで使う用紙等というふうにとどまっておりますので、廃止したいというふうに考えているわけでございます。

附則になりますけれども、「この条例は平成21年4月1日から施行する」ものであります。

以上であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 現在、パソコンにかかわる紙とかトナーとかそんなところくらいで、もうほとんどが少量の事務、今、多種多様が変わってきているということなんですけれども、町の方の考え方は理解できますけれども、実際にこの条例があったと。これをもうずっと守ってはきていなかったと思うんですよ。今までずっと守ってきて、一括でいろいろな事務用品とかって買っていたんでしょうか。恐らくなかったんじゃないかと。

私はそれについて云々というよりも、こういう条例がいっぱいほかにあるんじゃないかと、要らない条例。もう今、だんだんだんだん職員の人数も少なくなってきていて、不用な条例というかがあって「これどうなんだろう」と、そういう条例がたくさんあるんじゃないかと思うんです。もう1回ひとつ条例の見直しをして、要らないのをどんどんカットしていったらどうでしょうかね。そんなところ、ひとつ聞いておきたい。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 今ご指摘ありました条例関係、条例規則等について、その改廃というふうなことで、必要でなくなったものについては速やかに廃止するべきだというようなご意見でございます。総務課において、行政係2名配置しておりまして、県内の通達、準則等が流れてきます。そういった部分について、国、上位法が廃止になった分については、当然すぐ廃止していくということでございます。

今おっしゃいました柴田町単独条例ですね、いわゆる。そういった部分につきましても、行政係の方で日々精査しているところでございますが、なお一層今のご意見に基づきまして、精査するようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君、よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第6号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第6号臨時的に任用された職員の分限に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第6号臨時的に任用された職員の分限に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回、新規に制定する条例については、臨時的任用職員並びに昨年度構造改革特別区域法に基づき認定された「柴田町少子対策臨時保健師及び保育士職員の任用期間の延長特区」により任用される臨時保健師及び保育士に対する身分を保障する見地から、分限に関する規定を条例で整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の35ページになります。

前段でちょっと概要をお話しさせていただきたいと思います。

従来は、職員それから臨時職員等についての懲戒の規則は、柴田町一般職員、それから臨時職員の任用の規則がございまして、そちらの方で懲戒の方は規定されております。当然、職員も分限の方もされております。

今回、今まで臨時職員の分限については規定されておりました。これは、法律の29条の2でありまして、「定めることができる」というようなことございまして、ほかの町村も定めていない町村がございまして。

今回、特区によりまして新たに3年間の雇用を要する臨時職員が21年度から発生します。そのことによりまして、総理府の方からこの条例に基づき制定するようという指示もございましたので、今回条例を制定するものでございまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この本条例制定によりまして、従来の臨時職員、フルタイム勤務職員を対象とするわけでございますが、今、保育所の職員が主なんですけれども25名ほどおります。その職員と、それから今回新たに雇用することになります特別区対象臨時職員、この2件の案件を一般行政職と同様に分限が適用されるということの内容になってございまして、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の35ページを説明していきたいと思ひます。臨時的に任用された職員の分

限に関する条例でございますが、第1条「趣旨」でございます。この条例は、地方公務員法の規定に基づきまして、臨時的に任用された職員、これは通常フルタイムの職員のことを指してございます。臨時的に任用された職員、それから「構造改革特別区域計画において地方公務員法第22条第5項の規定が適用されない臨時的に任用された職員を含む」ということで、これは特区の対象職員を指します。以下、「職員」というということで、分限について必要な事項を定めるものとするということになります。

第2条「分限」でございます。「任命権者は、職員が次のいずれかに該当する場合でなければ、職員をその意に反して免職することができない」というような表現方法になってございます。この表現方法は、職員等に係る分限、懲戒につきましては雇用される側を保護することが原則ということでございますので、このような表現方法になってございますのでよろしくご理解願いたいと思います。そのため1号から6号まで、次のページ6号でございますが、それに該当しない場合は免職することができないとするものでございますので、よろしくお願い致します。

1号から申し上げますと、勤務実績がよくない場合。2号につきましては、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又これに堪えない場合。第3号でございますが、前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合。4号でございますが、定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合。それから第5号、天災地変、その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となった場合。それから次ページになりますが、刑事事件に関し起訴された場合というような6項目に規定してございます。

ただ、この6項目につきましては、割とアバウトという失礼ですけれども、なかなか判断に苦慮するところがあるかというふうに思います。これにつきましては職員と同じなんです、次の条項でございますが、第3条に任命権者が別に定めるとなっております。この別に定めるということにつきましては、職員も臨時職員も、今回特区で採用された職員も同じく職員分限懲戒審査会規程を設けてございます。そちらの方で、この内容について具体的にどれに当てはまり、どのレベルの分限、懲戒が必要かということは、そちらの方で新たに任命権者が別に定めるといような文言の中で決めていくというふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

附則になります。附則「この条例は、公布の日から施行する」ということになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 第2条の6項目の中で、幾つか伺いたいと思います。

皆さんもご存じかもしれませんが、全国の地方自治体でやっぱり臨時職員がかなりふえています。ある意味、官制のワーキングプアを生み出している現象だということもできます。その中で、やはり臨時職員の方々というのは、いつまで自分がこの仕事についていられるのかという不安を絶えず抱えているわけです。その中で、例えば「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又これに堪えない場合」という項目が入っていますが、存在そのものの中で、例えば心身に不調を来す原因を抱えている場合が少なからずあります。その辺の部分について、別に定めるということになるのかもしれませんが、どのように町として考えているのか。

あと、4項目目の定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合となっておりますが、今起こっている多くの派遣労働者を雇い止めするという現象と理由は同じなんですよ。そこを、やはり自治体も同じような立場で、結局雇用の調整を図るのかという部分をどのように考えているか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） まず、1点目の病気というんですか、心の病というんですか何というんですか。職員採用もそうなんです、臨時職員も同じように、例えば例を申し上げますと「心臓が悪い」と。「ただ心臓が悪いから」と、採用を拒否することはできないということになっています。薬を飲んで通常の勤務、生活ができるということであれば、それについては不採用の条件にはならないよということになってございますので、通常、健康診断とか何か出していただきますが、そういった場合に薬を飲んだり何かして通常の業務に堪えられるということであれば、それは採用しないというような条件には全く加味しないということで、通常の勤務ができているということであれば、採用はしていきますよというような考え方です。

ただ、今度は勤務されてその後、何かの原因で障害なり心の病というようなものが発生した場合があるかと思います。それについては、その原因がなかなか究明ができないんですけれども、職場の方に原因があるということになると、それなりの補償なり対応はしていくということになるんですが、その辺は家庭の問題なのか職場の問題なのかというその判断がなかなかできないので、これはちょっとどういうふうにするという答弁は、私、今の時点では頭の中ではちょっと整理できないような状況で大変申しわけないんですが、原則的にはそういった病とかの部分につきましては、採用時点では繰り返しますが、不採用の要因には今言っ

たような原因であれば要因にはならないというふうに解釈してございます。

それから、第4号の定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合ということですが、普通の臨時職員につきましてはご案内のとおり、6カ月間の雇用契約というような形になります。6カ月間を過ぎますと更新ということになりまして、また6カ月間の更新をして1年間は雇用が確保されるということで、非常勤の方もそれを理解した上で申し込みをして、了解の上で勤めているということをごさいます、その中で町の予算は年間予算というふうになってございますので、当初予算で満額予算化していますので、予算でその方におやめいただくということはありません。

ただ、今度問題になるのは特区の場合ですね。特区の場合は3年間というような形になりますので、単年度予算でございまして次の年に予算がないからとれないというような場合が生ずる場合もあるかもしれません。よっぽどのケースだと思いますけれども、そういうようなことはないというふうに考えてございますが、この3年間の方につきましては、原則的には半年・半年の更新で3年間というような原則論はございますが、ただ今議員おっしゃるようについていつまで雇用、3年間というような話はあるけれども、6カ月・6カ月の更新でしょうと、単年度予算でしょうと、1年間は勤めたけれども、次の年には予算がないからだめですよというような話がされたんでは、私も雇用する側という用語弊がありますけれども、採用する側の立場としては本人のことを考えればそういったこともございますので、今回の特区等につきましては特区の職員として該当しましたということで、それで3年間。これはよっぽどの本人の今言った事故とか刑事罰とかそういったことがない限りは、3年間は継続いたしますということについては、本人の方に伝えてございますので、本人には3年間は大丈夫だということに来ていただく。それは、原則的に守っていくというふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） 4項目の方は、納得します。

それから、2項目の方なのですが、現時点で答弁しかねるというお話なのですが、やはりどちらかといえば今正規の職員の方も含めてメンタルの部分の疾患といいますか、うつであるとか自律神経失調であるとか、そういう部分の疾患が当然のごとく社会情勢の反映もあって、ストレスをためていることからふえていると思うんです。それは、臨時職員についても傾向は変わらないと思いますので、その辺を機械的に運用せずに慎重に運用してもらわないと、やはり判断に困るのはそうだと思うんですが、例えば臨時雇用されている在職中に投薬だけ

ではなく入院加療が必要になった場合なんていうことがあった場合に、その臨時職員の方の身分はどうなるのか。ちょっと答えかねる部分もあるとは思いますが、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 臨時職員の場合、病休とかそういった部分については、認められるのは10日間というふうになってございます。10日以上勤務ができないというふうになりますと、やっぱりそれについては本人とお話しをしておやめいただくというような形にならざるを得ないというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

○1番（広沢 真君） それが、職場の環境に起因するものというふうに、これも見方によって変わると思うんですが、なった場合にはそれが配慮されるということでないとだめだと思うんですけども、そこについて最後に伺っておきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 当然ながら、起因するものが町の責任たるものということであれば、当然そのような配慮は必要であるし、そういうような配慮をしていきたいというふうに考えています。

○議長（伊藤一男君） ほかに。12番小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 臨時職員の身分保障という観点から、非常にいいことだなと。安心して勤められるということで、結構な条例だなと思います。ただ、2条の6項ですか、刑事事件に関し起訴された場合ということになっているんですが、たしか私も不勉強で最近よく見ていないんですが、公務員の場合、刑事事件に起訴された場合は休職でしたよね。たしか私はそういうふうに記憶しているんですが、臨時職員だから、その辺6カ月くらいだから、もうこの際分限免職にしようという考えで、ここに「刑事事件に起訴された場合は排除する」というように書かれたのか。その辺の一般的な公務員の休職との整合性、どうなっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 起訴された場合ということで、ここではまだ確定はしていないわけですね。そういった、その方がそうかもしれないということで起訴するわけで、判決はその後になりますけれども、職員の場合も今議員おっしゃったとおり起訴された場合は免職にはまだなりません。刑が決定した時点で、その時点から免職というような形になるかと思

ます。非常勤の方につきましても、ここでは分限の条例ということで記載されてございますが、非常勤につきましても懲戒の処分の、要するに懲戒というのは刑事罰とかのこともありますので、ここで言っている刑事事件という内容を具体的にどこまでというと、ピンからキリまでという言葉はあれなんですけれども、例えば万引きとかそういった軽微的なものと、あと殺人というとおかしいですけれどもそういったものと幅が広うございまして、分限に該当する部分については、その軽微的なものについては、この分限の方で対応する。それから、当然懲戒というような処分もありますので、刑事罰で重い刑事罰の場合については、今度は懲戒の方で対応していくというような形で分けて考えてございます。それらにつきましても、先ほど申し上げましたように職員の分限懲戒審査会規程というのがございまして、こちらの審査会にかけてどちらに対応するかというのを判断していきたいというふうに考えます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） このフルタイムで働く保育士さんに限定して考えると、いわゆる補助的な仕事ではなくて、本当に職員と同じ仕事を朝から夕方まで、中身は同じですよ。それであれば、第2条の2項も広沢さんが何度も質問していたように、本来はきちんと職員と同じように病休が10日だけでは3年間一応雇いますよと言われていても、やはり疲れから起きる場合もあるし、病気というのはどういうときに起きてくるかわからないものですし、けがもありますし、そうするとそれは職員と同じような扱いをすべきだと思うんですね。

この条例を読むと、総務課長の説明では「雇用される側を保護する」というふうに言っていましたけれども、どう読んでも雇用する側を保護しているように、雇用する側にいいようにしかとれないんですね。この第2項もそうだし、それから第4項だって先ほどの説明では一応3年間雇いますというふうに説明するとは言っていますけれども、ここにこういう項目があればいつだって町は「次は何人減らしたいから」って言って、3年とは言っていないもぼんぼん切ることだって、この条例上は可能ですよね。どうも読んでみると、町の方を本当に守っているなど感じるんですね。

特に今なぜ特区にしたかと言えば、保育士さんが安心して働けるように、それと柴田で働いた、保育所の中で働いた積み重ねが生かされるようにということですよ。1年だけでよそに移ったんでは、ちっともそれは蓄えとなりませんから、やはり頑張った分がまた次の年にも生かされる、3年目にも生かされる、本来であればもっと長く勤めていただきたいところなんですけれども、どうもこれを読むだけでは本当に私は納得できません。第2項は、本当に10日ではなくもう少し考えるべき。ここには書いていないから、これはこのままでもかまいま

せんけれども、病休10日というのとはにかくもっと考えていただきたいと思います。

それから、第4項もこういう書き方をしている、本人に3年というふうにきちんと説明しているというのが、ちょっと矛盾しているようにも感じるんですが、その辺のお考えをもう一度お聞きします。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） フルタイムの職員のご関係でございますが、議員おっしゃるように特区を取ったいきさつとございますか、内容はそのとおりでございます。今現在、保育所の職員、それから非常勤のフルタイム職員で何とか今保育所を維持しているわけでございますが、やっぱり将来的には今の時点ではなかなか難しいんですが、将来的にはやっぱり何人の正職員が必要で、何人の非常勤が、全員正職員というわけにはいきませんので、何人の非常勤職員が必要なのかというようなことをきちっと精査していきたいというふうには、配置については考えていきたいというふうに思います。なかなか全部が正職員というふうになりますと、今話題になっております幼稚園や児童館なりの少子化の問題に対して、町がどこまでやればいいのか、そして民間がどこまでやっていただけるのか、そういったバランスを取りながら、町が全部やるというわけにはいきませんので、そういったバランスを取りながら今進めている段階でございます。

それがある程度確定すれば、きちとした正職員が配置できるんですが、なかなか今の段階で正職員を配置しますと、統廃合なりいろいろなことがあった場合に職員が余ってくるといふとあれですけども、そういうような状況になるということで、何とか非常勤のフルタイムの方のご協力をいただきながら、特区を対応しながら、何とかここ何年かは、特区も永久的に特区が認められるということではございませんので、特区を受けた理由とすれば今私がお話ししたように、幼稚園なり児童館の統廃合なり民間委託なり、いろいろなことが今柴田町でやっていますよと、財政的な問題の中でやっていますよ。だから、ある程度の期間については特区を認めてくださいということで、「それならば」というような条件のもとで特区が与えられておりますので、将来的にはそういうような形で非常勤ということではなくて、正職員を固めていきたいというような考え方は持っております。

それから心身の故障ということで、これにつきましては先ほどもお話ししましたが、原因がやっぱりどちらにあるのかということがなかなか、けがとか何かですと公務的な災害というような形で労働監督署の方から、公務災害的なもので必ず非常勤であろうが認められるということでそれは問題ないんですけども、心ということになりますと原因がどちらにある

のかと、一番保育士さんも保健師さんも同じなんです、子育てをしながらそれから職場で大変な仕事をしながら両立して、なかなか難しいところは私も重々わかっているんですが、その中で家庭の中でのいろいろな問題、それから職場での問題もあろうかと思いますが、その辺の見極めがなかなか難しいのかなというふうに思っていますので、これも先ほどと同じですけれども、そういった問題につきましても分限委員会の方でそういったものを配慮しながら決めていきたいというふうに考えてございます。

それから休みなんです、これにつきましては最初が10日で、あとふえていくんですけども、3年間ということなんですけれども、なかなか短いというのも議員おっしゃるとおりかなとは思いますが、労働基準法に基づいた形の中での10日間というような規定の中で、別条例を町で設けることができるのかどうかというのは今後ちょっと検討させていただきたいと思っておりますけれども、現時点では10日で、それ以上については労働基準法に基づきふえていきますけれども、3年間ということでも3日とかそのくらいだと思いますけれども、今の現状ではそういうような状況にあるということでご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 有給はどのくらいあるんですか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 大変失礼いたしました、説明不足で。有給が10日間です。病休につきましては、今言ったように病休と有給と併用というような形になりますけれども、最長どのくらい休めるかというのが今現在ちょっと頭の中に入っていないんですが、有給が10日間取れますよということでございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） この条例ではこのままで仕方ないかもしれませんが、有給プラス病休、病気になった場合というのはもちろん心の病もあるかもしれないけれども、いろいろな病気はやはりどこで勤めていても起きる可能性はありますから、ある程度その3年間に限っては町も3年は面倒見るというつもりで一応採用するわけですから、その間の病気についてはやはり休みを認めていくということは、職員並みにということは必要じゃないかなと思うので、今この場で一応要望しておきます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 1点だけお伺いします。

前に酒の事件が、広域の方が酒で事故あったのかな。それで、町長は広域でもそれを「どう

いうふうになったか、後でお知らせします」となったんですけれども、その後、何のあれもなかったんですね。今回、こういう臨時ばかりじゃない、次の議案11号でも懲戒のやつが出てくるんですけれども、お酒についてちょっと聞きたい。

例えば、酒気帯び運転で一斉検問があって「酒気帯びですよ」と言われた。その時点で恐らく大した点数、減点くらいで終わるんでしょうけれども、町の対応は酒を飲んで運転したら一発停職、免職と、こうなっていました。免職となっていたと思う。そういう考えでおりますと、前にそういう話があったんで、大分柴田町の今職員の方、我々も含めてですけれども酒飲みはない、こんなふうに思っておりますけれども。

まず一つ、広域で酒を飲んだ人のあれはどうなったか、教えてほしい。それから、酒気帯び運転をして、例えば検問でわかってそうになったというときに、この臨時のあれではどこに入るのか。2条の6項の項目にある、それをお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 職員の場合は、今議員おっしゃったとおり「酒を飲んで事故を起こさなくても、つかまった場合については免職ですよ」というのは事前に職員に周知徹底していますので、今ちょっと問題にはなっていますよね、その程度で免職というのはいかなものかというようなものもありますけれども、これは事前に職員に周知徹底していますので、それをわかった上でそれをやったということで、免職というような形で取り扱いをしていくというふうな考え方であります。

ただ非常勤につきましては、その辺の飲酒運転等に関する部分につきましては、職員につきましては自動車運転事故等職員の懲戒等に関する基準内規というのがございます。フルタイムの職員、それから特区の非常勤、この方につきましても懲戒につきましては同等というような形でやってございますので、この基準にのっとって処罰といいますか、どの処分に当たるか懲戒の処分に当たるということで解釈してございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 広域の方の答弁がないんで、比べた場合どういうふうになりますか。広域の方が現在働いていて、仮に働いていたとしたら、これは全然生きてこないですよ、その今の答弁では。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午後10時43分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 大変申しわけありませんでした。広域行政事務組合の規則等について、ちょっと把握していなかったものですから、済みません。

今問い合わせしたところ、酒気帯び運転ということで停職6カ月というような形で対応したということでした。広域の職員は、広域事務組合の規定の中で対応する、柴田町役場職員は柴田町の規定の中で対応するというので、若干異なる処罰というふうになるのはやむを得ない野かなというふうに思っています。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 異なる職場だから、例えば分限に関するあれは違うんだ。それはちょっと、例えば柴田町も広域にはお金を出していろいろな共同の事業体ですよ。ですから、そっちは違う、こっちはこれだ、それはおかしい。やっぱり、きちっと同じ自治体同士、運命共同体みたいなものですから、こういうのはきちっと整合性のとれるような条例にするべきではないでしょうか。何だか、柴田町の職員さんが事前に知っていて、酒気帯び運転でつかまった、一発で免職だ。片方、事故やっけて半年のあれでやるんじゃ、ちょっとこれおかしい。やっぱり、例えば臨時の職員さんもそうなったときに、ちょっと違うんじゃないかなと。まず、これをつくる前に広域の方を変えたらどう。それから、これを出したらいいと思いますよ。やっぱり、これはだれが考えたってバランスやっぱりおかしいですよ。私はそう思うんですけども、町長どうですか。町長はあのとき、「私は広域に行ったら言います、言ってきます」と。では、あれを全然忘れたと思うんだね、町長はどうなっているんだか。もう一度、とにかく町長にご答弁いただいて、それから課長もう一度答弁お願いします。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 済みません。それでは、私の方からまず答弁させていただきまして、後に町長の方から答弁させていただきたいと思います。

まず、柴田町でも広域行政事務組合に出資が一番している、人口上しています。ただ、2市7町で構成されているものでございまして、これも例えば大河原であれ、角田であれ、白石であれ、それはそれで個々で決めております、この分については。柴田町も、それで決めている。その調整を図って、どの部分で広域の方で一番厳しい柴田町に合わせるのか、一番ゆるいどこかの町村に合わせるのかはまた別ですけども、その調整は当然必要になって

くるんだらうと。そういった調整をして決められたんじゃないかなというふうに思っています。

それから、自動車運転事故等の職員の懲戒の基準なんですが、酒酔い運転と酒気帯び運転は若干異なります、酒酔い運転につきましては人身事故、物損事故、それから違反行為、ただつかまった場合でも免職というような柴田町の規定でございます。それから酒気帯び運転につきましては、人身事故は当然免職というふうになります。それから物損事故の場合については停職、それから違反行為のみでありますと減給というような基準を設けてございますので、よろしく申し上げます。

あとは町長の方から、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 私も、各町の詳細がどうなっているのかわからない、多分ばらばらで柴田町は厳しい方かなというふうに思っておりますし、また広域と柴田町はちょっと比較もしておりますので、一致している分と一致していない分があるかどうかわかりません。ですけども、出資はしておりますが、個々の構成自治体でそれぞれ異なる基準を決めておりますので、柴田町としてはなるべく厳しい規則をつくっておりますので、それに合うように提案をさせていただきたいというふうに思いますが、やはり理事会の議決事項でもございまして、それについては2市7町が一致しなければならないということもあるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） そうすると、酒気帯び運転というのはこの条例にはなく、運転規則ですか、そちらの方で対応するからそれは問題ないんだという考えなのでしょうか。

それから、例えば酒気帯び運転くらいでは分限はされないという考えでいいのでしょうか。これは、全職員にもかかわることなんで、もう一度確認しておきたい。

それから、広域との関係。やっぱりどういうふうにしていくのか。それもやっぱり、全然別個の団体であるということにはならないと思います。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） そうですね。自動車運転事故等に関しては、懲戒の処分の該当になるかと思うんです。今回提案してございます分限処分等につきましては、勤務実態やここに書いてあります心身の故障、その他軽微的などというやつ。分限の方はそちらの方で、刑罰的なものは懲戒というような形になりますので、自動車ということは懲戒の方に該当して、

これで対応していくというような形になるかと思えます。

広域的には、先ほど町長がお話ししましたように、2市7町のやつを持ち寄って、そちらの方で調整して再度ご提案というか、テーブルの上に上げるように進めていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 1点だけお尋ねします。

いろいろ質問が出ていますが、先ほど課長がこの条例は労働者を保護するための条例ですと、こういう話がありました。皆さんが心配しているのは、そうは言っても運用の仕方によっては労働者にとって薬になったり毒になったりするんでないかという心配から、こういった質問が出ていると思うんですよね。毒にならないためにどうするかというと、先ほど課長が言ったように第3条の分限懲戒審査会で毒なのか薬なのか見分けをしますと、そして毒にならないようにしますと、こういう今話ですよね。

そこで大事なのは、この条例の運用にとって最も大事なのは、この分限懲戒審査会だと思うんですよね。この分限懲戒審査会、どういうメンバーでこの分限懲戒審査会を構成しているのかお尋ねをしたいと思うんです。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 分限懲戒審査会でございますが、副町長を委員長といたしまして、総務課長、企画財政課長、あと税務課長が入っていますね、都市建設課長、議会事務局長、6名くらいだったと記憶していますが、課長の中の今言ったような課長を任命いたしまして、その都度任命して開いて、それから現用の担当課長ですね、その対象職員がどこの課に所属しているか、その担当課長に来ていただいて、そこで説明を願ってそこで状況を把握して、1回で決まるということはありませんで、やっぱり一応説明して本人を呼んで意見を言ってもらったり何なりして、やっぱり3回くらいは必要になって開いてございます。

そうですね、会長は副町長、それから人事担当課長の職にある者が副というふうになります。それから繰り返しますが、企画財政課長、税務課長、町民環境課長、地域産業振興課長、都市建設課長、教育総務課長、議会事務局長というような形になってございます。

○議長（伊藤一男君） 杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） みんなが今心配しているのは、課長はこれは労働者を保護するための条例だと言いながらも、結局は役場の都合によって運用される危険があるんでないかということで質問していると思うんですよね。今私は分限懲戒審査会、これがやっぱり労働者を守る

ガードになるんでないかということでお尋ねをしたんですが、話を聞いてみるとやっぱり役場の人たちの主立った人たちが集まっている。結局は役場、行政側の都合による運営に傾きやすい審査委員会になっているんでないかと、こんな気がするんです。

私は、大胆にもここでご提案を申し上げたいと思うんですが、やっぱりこの中に労働者を代表する例えば連合という組織があります。そういう中の連合の代表を入れるとか、あるいは民間のそれなりの組織の中の代表を入れるとか、そういう第三者を入れて公平性を確保するというのも、この審査会の運用にとって大事なんでないかと。どうも、役場の課長さん方、副町長さん方ということになると、皆さんが心配している、やっぱり行政の都合による運用にならざるを得ない、こういう心配が取り除かれないと、と、こういうふうに思いますので、その辺は町長にお尋ねをした方がいいと思うんですが、この審査会の構成、これは町長が任命をするということになっていますから、町長が任命すれば審査会に第三者も入ってこれるような道が開けると思うんですね。その点、町長のひとつ大決断を、お願いをしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと休憩をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午後10時55分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

これより休憩いたします。11時10分に再開いたします。

午前10時55分 休憩

---

午後11時10分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まず、この第2条の条項につきましては、地方公務員法に規定している内容とまず同じであることを確認させていただいて、杉本議員の意見というのはご理解はできます。ただし、この点につきましては、実は人事委員会からの懲戒処分の指針に基づきまして分限懲戒委員会で審査をしている、二段構えになっています。もし不利益処分の

不服申し立てがあった場合には、県の人事委員会で第三者が入った形で審査をされているのが実情でございます。ですけれども、他市町村の状況を見て今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） そういうことでいいんですけれども、ただ先ほどもちょこっと議員の中で話し合ったんですが、県の方の人事委員会に提訴するという事は、そういう道が開かれていても立場の弱い労働者というのはそういう制度があること自体がわからないし、仮にわかったとしてもどういう手続をしたらいいのかとか、あるいは手続が煩雑だとか、そういうことで、そういう道を利用する人が非常に少ないというか、よっぽどやっぱりしっかりした人でないとそういう制度があってもその制度を活用できないというのが多いと思うんですよ。

そういうことから、やっぱりこの根元のところできちんと公平性が保たれるような制度にしておく、そういうことが大事だと思いますので、町長の先ほどのお話、ぜひ実現できるようにお願いをしたい。これは意見です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） この問題は、軽く1ページ半くらいしかないんですが、結構大きな問題を含んでいると思うんですよ。したがって、今までの質疑も結構ありまして、私なりにもまた思っていることがありますので、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。

臨時の3年延長雇用については、もう既に実施されていると思うんですけれども、この段になってこれが出てきたというのが、ちょっと遅いんじゃないかなというふうにも思いますし、もしこれか決まった段階でこれから採用する方については、きちっと採用するときにこれを説明するのかどうか。そして、今まで採用された方については、該当する方についてはこの部分についてどういうふうな説明をするのか、まずお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 当然、雇用される立場の側に立ちまして、先ほど来お話ししてありますけれども、6カ月単位の延長で最高3年まで勤務することができますよと。それから利点は、退職金がもらえます、該当する方は。当然、労働保険の中の社会保障がないわけでございます、公務員と同じになりますからないわけでございますので、当然退職金というような形の対応もされますし、そういった利点。それから、これは不利益に講ずるものと私は思っていないんですが、こういった基準がなければ何でもありになってきますんで、こういった基準を設けてこういった形で対応させていただきますよというような形で、これについては

明確に今後該当される非常勤につきましては当然でございますが、お話しをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） そうしますと、例えば民間ですと就業規則というのがございますが、この方々に対してはそういう規則みたいなものはちゃんと示しているということであれば、ちょっとそれはどういう形になっているのか。規則そのものを資料としていただけないかどうか。

それと、先ほど来、我妻議員が酒飲み運転、酒気帯び運転の件でいろいろ決まりがありますということで説明があったんですが、それについてもこの臨時の方についてはそういう、この3年延長の臨時だけでなく半年・半年の臨時の方もいると思うんですが、そういう方についてそういう決まりを示しているかどうか。示しているのであれば、今言った職員用のやつと、それから臨時の方用と、それから広域のやつと、それについても資料をいただけないかどうか、議会に対して、それをお願いします。写しでも結構ですよ。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 資料の件につきましては、特に隠すわけではございませんので、大坂議員の方には広域の方もきちっと全部が全部わかっているわけではございませんので、調べましてお話しをさせていただきたい。資料として大坂議員の方にお話しさせていただきたいと思います。

それから、具体的に非常勤の方に、今言われたような「飲酒運転になった場合はこうなりますよ」「こういうような場合はこうなりますよ」「こういうような場合はこうなる」って、具体的に実質的にはお示しはしてございません。ただ、原則論といたしまして、一般職の職員と同様に懲罰なり守秘義務なり、そういった基本的なことはありますし、そういったことは一般職員と同等ですよというようなことだけはお話しさせていただき、それから直接今お話しにありました勤務時間なりいろいろな保育所でございますので、保育所の状況、今直近にかかわる問題だけは今言った退職金とか、そういった3年間の雇用を6カ月ごとですよというような話の中とかというのはお話しはしていますが、細かく全部をお話ししているわけではなく、行政職と同じような懲罰とかそういったものにはなりますので、守秘義務にもなりますんで、よろしくお話ししたいということをお話しさせていただいているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 職員に準用する、あるいは職員と同じようになりますよと言われて、その職員の決まりを皆さん全部わかっているわけじゃないと思うんで、それを言われても困るんじゃないというふうに思います。弱い立場なんで、「はい、わかりました」という形にはなると思うんですけれども。

それについても今ちょっと議員の皆さんとも休憩時間お話ししたんですけれども、やはり我々もいろいろ話は聞くんですがよくわからないということで、例えば酒気帯びについての決まりについても、それからその臨時の方々にどういう説明というか資料をきちっと示して雇っているのか契約しているのかわからないということで、我々はそれについてちょっと見たいので、ぜひ資料の方はお願いしたいと思います。

それから、特に保育士さん、そういう技能士の方を3年間雇って、非常に優秀な方が多分おられると思うんです、経験を積んで。そういう方を、将来その積み上げた技能を生かすために、町としても正職員として、最近も保育士でしたか臨時採用を募集しますみたいなお知らせも多分載ったと思うんですが、ああいう場合にその臨時で3年間経験していただいて優秀な方については、正職員として優先的に採用するというようなことも考えていいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺考え方はいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この構造改革特区、3年間身分を保障しているわけではございません。

6カ月ごとに判断をさせていただいているということ、これが臨時職員の定義でございますので。あくまでも6カ月・6カ月で、優秀であれば5回延長できるということで、裁量権は一応町長にあるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

そうした中で、優秀な人についてはなかなか第一次審査というのは難しい。私としては、そういう恣意的ではないんですが、公平性でやはり試験を受けていただいて、試験を受けた中で面接のときにこういう実力があるということが評価の対象に加えられる、その程度はできますが、やはり別枠でそういうふうにとってしまうと、客観的な採用というのがなかなかこれが難しくなりますので、私としては試験というものは第一義的にやらさせていただいて、二次試験のときにそういうことを加味するということはできるんじゃないかなと。その程度は考慮したいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、臨時的に任用された職員の分限に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第8号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第8号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第8号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

第29B行政区の活動拠点である「（仮称）北船岡コミュニティ施設」につきましては、二本杉町営住宅建替事業計画に位置づけられており、平成11年度の計画策定段階から入居者及び地域住民から強く要望されておりました。従前の羽山集会所につきましては、建てかえ事業により平成17年度に解体し、翌平成18年度から（旧）羽山児童館の一部を仮集会所として利用しているところでございます。「（仮称）北船岡コミュニティ施設」については、今年9月に工事に着手し、平成21年2月末の完成を期して現在施工中であります。地域からの要望で正式名称を「北船岡集会所」とすることになりました。これに伴い、地区集会所の条例に「北船岡集会所」を追加するものでございます。

また並松集会所についても、地域住民の要望により「第6B区集会所」と名称を改めるものでございます。

改正条例の施行期日は平成21年4月1日からになります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書41ページをお開きください。柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例であります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、現在建築が進められております「北船岡コミュニティ施設」を、新たに「北船岡集会所」として位置づけるとともに、「並松集会所」を「第6B区集会所」と名称を改めるものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。第4条第3号につきましては、文言の整理を行なったものであります。名称と位置を定めた別表第1になります。「並松集会所」を「第6B区集会所」と名称を変更し、新たに「第29A区集会所」の後段に「北船岡集会所」を加えるものであります。「北船岡集会所」の位置は、北船岡2丁目12番地202になります。「北船岡集会所」が加わりますことにより、地区集会所は40となります。また、構造改善センター2地区を加えますと、39行政区に42の地区集会所設置となります。

42ページをお開きください。附則になります。第1項は施行期日を定めたもので、この条例は平成21年4月1日から施行するものであります。第2項では、条例第3条の指定管理者の指定の手續等の行為及び第10条第2項の規定による利用料金の承認、並びにこれらに関し必要な行為について、改正後の施行前において行うことを定めたものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。**

○10番（我妻弘国君） 大変にいろいろ問題があるんじゃないかなと、こう思います。というのは「北船岡集会所」にこれはなるということで、我々の方は「4区集会所」、柴田町には歴史のある地名がいっぱいあるんですよね。これ、いろいろな区の区長さんに例えば、あなたの方の区の集会所の名前を、いろいろなことを考えて私の方だったら「新町集会所」、1区の方だったら「横町集会所」と、こんなふうに例えば希望を取ったら、これはかなり変わるんじゃないか。全国的には、やっぱり古い町名を戻そうと、歴史ある名前を戻そうというそういう運動もされております。多分、今3町合併なんかでも話されていると思うんですけども、前は「歴史ある名前を消してはだめだ」ということで「柴田市」ということに決定したわけですよ。

ですから、例えばこの改正後「北船岡集会所」にすると、これは私何も反対はしませんけれども、例えば行政区の区長さんに希望を取ったら、大変半分以上変わるんじゃないかなとこう思うんですけども、いかがですか。企画ですか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 議員さんおっしゃるように、今、上川名構造センターを合わせ

まして42の集会所があるわけですが、行政区の名称を冠にしております「第一区集会所」とか、第1区から第6区あたりまではすべて行政区名を冠した集会所になっております。それから、やっぱり地元の歴史ある名称ということで「中曾根」とか「土手内」、そういうふうに地元の由緒ある名称をつけているということで半々程度になっております。今回につきましては、第6B区長と北船岡の29B行政区長にお伺いしまして、そういう名称にしてほしいということで、こういう名称にしたということでございます。

議員おっしゃるように、以前はほとんど行政区を冠にした集会所が多かったものですから、多分各行政区長に名称変更するに当たってどういう名称にしますかとこちらから問いかければ、恐らくそういう地名の名称が多いのかなというふうには思っております。名称を変えるだけですから、そういうことも踏まえまして今後行政区長とも協議しながら、名称等については前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 課長がそう言うんでしたら、私も異存はないんですけれども、区長の名前、区長の役割、そこら辺も検討されているということなんで、集会所の名前も一応、行政区長にこういうふうに議会でこうなったんだけど、いかがですかという問いかけを一度していただきたい。それで終わります。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑、17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） 1点お尋ねをしたいと思います。

「北船岡集会所」なんですが、恐らく完成するのが2月ころ完成するのかなと、こういうふうに思うんですけれども、この条例を見ますとこの条例の施行期日は4月1日からというふうになっております。それで、業者からの引き渡しがいつになるかということもあるだろうし、それから地元でこの集会所を利用するのはいつからなのか。全部4月1日にずれてしまうのかどうか。地元としては、できればすぐに利用させてもらえるものということで、大変期待をしておりますから、その辺も含めてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 実際、都市建設課の方でいろいろ建築の方を進めてもらっているわけですが、工期につきましては2月27日ということで、早く完成すれば引き渡しを受けまして、完了検査等を終えまして、当然4月1日からこの条例は施行するというふうになっておりますけれども、これまでの例を見ますと落成記念とかそういうことで、4月1日以前にも使っている例もあるかと思っておりますので、都市建設課とあと協議しながら落成し

て引き渡しを受けまして、地元の方でいつから使えるかということで、それも前向きに使えるように取り組んでいきたいと思えます。

○議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 今企画財政課長が答弁したとおりなんですが、地元の方の要望につきましては、「完成後速やかに使わせてください」というご意見でございます。私の方としましては引き渡しを受けた後、当然その期間1カ月弱でございますので、仮使用的なことでもいろいろな物品の整理とか等々ございますので、そのような対応をしてみたいと。ですから、4月1日じゃなくて完成後速やかに仮使用という形の覚書を取り交わして使ってもらえるようにしていきたいというふうに考えています。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第9号 柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第9号柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第9号柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、町の監査委員は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率についての審査が義務づけられました。

そのため、一般会計の決算審査及び公営企業の決算審査に加え、健全判断比率等の審査を実施するよう、柴田町監査委員に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきたいと思っております。

まず、前段で町長が申し上げましたけれども、平成19年度に制定されました地方公共団体の財政健全化に関する法律、この規定によりまして一般会計、特別会計の決算審査に公営企業会計の決算審査と財政健全化法に基づき町の財政に係る財政4指標と言われますもの、それから公営企業の資金不足比率について審査を実施する旨の条例の追加、改正というふうになります。今年度の決算におきましてもお示しして、実施しているということでございますが、明確に条例を改正するというところでございます。

43ページになります。改正後の第7条、決算の審査でございますが、第1項でございますが、「監査委員は次に掲げる決算及び証書類等が審査に付されたときは、その日から90日以内に意見を付して町長に送付しなければならない」とするものでありますが、これにつきましても監査委員につきましては、現状では監査報告はご案内のとおり9月定例会において一般会計、特別会計、公営企業会計とあわせて報告しておりますことから30日以内ということで、現状に合わせまして90日以内というふうに改正させていただくものでございます。

あとは、文言の整理というような形でございます。

第7条第1項第1号になります。「一般会計決算及び同資金の運用状況を示す書類」ということでございます。その書類を示すということで、第1項はその書類を提出しなさいよということでございます。次に第2号でございますが、地方公営企業法、水道事業所に係るものでございますが、に基づく決算及び証書類を示すということの条文でございます。それから第3号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに同法の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をここで示してございます。

次ページになりますが、附則でございます。「この条例は、公布の日から施行する」というふうにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、柴田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

**日程第6 議案第10号 柴田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第10号柴田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第10号柴田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、分限の事由を追加し、自然災害等による行方不明や生死不明の職員に対する手続及び効果に関する規定について改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、補足説明をさせていただきますと思います。

今町長が申し上げましたが、今回の改正は2点でございます。1点目は、休職の事由に新たに水難、災害その他の災害により生死不明又は所在不明の場合に「職員を休職とすることができる」事項を追加するものでございます。もう1点、2点目でございますが、今言ったような分限の書面を職員に直接交付できない場合につきましては、公告で効力を発生することを規定するものでございます。この2点の改正となっております。

それでは45ページになりますが、第1条「目的」であります。地方公務員法に基づきまし

て、「職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し規定すること」ということに目的がなっております。

第2条でございますが「休職の事由」、ここが追加というような形になります。新たに追加するものでございます。「任命権者は職員が法第28条第2項に規定する場合のほか、水難それから災害、その他の災害によりまして生死不明又は所在不明になった場合においては、その意に反してこれを休職することができる」ということでございます。

以降、条ずれとなるということでございます。

46ページになります。46ページの3条でございますが、「降任、免職及び休職の手續」でございます。第1項、第2項は文言の整理となつてございますので、よろしく申し上げます。第3項でございます。「前項の場合において当該職員に書面を交付することができないときは、その書面に記載された事項を、柴田町公告式条例に規定する掲示場に掲示して、その交付に代えることができる」というものを追加させていただくということでございます。

第4条「休職の効果」であります。法または本条例に新たに追加された第2条の規定に該当する場合における休職の期間は3年を越えない範囲において、これは前のと変わつてございませぬが「3年を越えない範囲において任命権者が定める」ということでございます。改正前の第3条中「休養を要する程度に応じ個々の場合について」というような記述でございますが、これは当然のこと休養を要する程度、そういった程度に応じて決めていきますよということでは前記述しておりましたが、準則等でも記述の必要がないということから、今回削除させていただくものでございます。

その他は、文言の整理をさせていただいたということでございます。

附則でございますが、「この条例は公布の日から施行する」というふうにさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、柴田町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第11号 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第11号職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

職員の懲戒に関する停職期間を、国及び宮城県の基準に準じる期間に改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、詳細説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正は、職員の停職の期間を、国及び宮城県の例に基づきまして、従来の1カ月以上6カ月以下を1日以上6カ月以下に改正するものでございます。

懲戒処分に当たりましては、人事院の懲戒処分の指針に基づき職員の分限懲戒審査会におきまして決定することになっておりますが、詳細につきましては条例や規則を設け、その詳細を職員の分限懲戒審査会で審査するというふうになってございます。

それでは、49ページになります。職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部を次のように改正するというところでございます。表題の改正後の「職員の懲戒の手続及び効果」というふうになってございます。改正前は「効果等」というような形になっておりますが、この「効果等」ということにつきましては改正前の第1条の中間にあります法第29条第2項を指してございます。

この法の第29条第2項でございまして、これにつきましては任命権者が必要に応じて他の特定地方独立法人に職員を派遣した場合については、その在職期間この条例を適用しますよ

というような内容でございます。これにつきましては、今までも一切ございませんし、今後  
も特定地方独立法人といいますと、例えば国立印刷所とか造幣局とかあと国立病院機構とか、  
そういったことでございますので、今までも例がございませんし、今後もそういった人材派  
遣というのはないということで、これを削除するために「効果等」という「等」を削り、そ  
の今言った2項を削るというふうな考え方で整理させていただいたということでございま  
すので、よろしく申し上げます。

それから、改正後の3条でございますが、これは文言の整理で従来どおり1日以上、前も  
今回も1日以上ということで変わりはありません。文言の整理というようなことござい  
ます。

第4条でございます。「停職の効果」であります。先ほどご説明いたしました1カ月以  
上6カ月以下、これは無給になりますけれども、給料は出さないということになります、  
これを1日以上6カ月以下に改正するものでございます。

第5条につきましては、次ページになりますが、文言の整理というふうになってございま  
す。

附則「この条例は公布の日から施行する」ということでございますので、よろしくお願  
いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部を改正する条例の採決  
を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午前11時48分 休 憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

日程第 8 議案第 12号 柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 13号 柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 14号 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程第8、議案第12号柴田町交通指導会条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第13号柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第14号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例、3カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第12号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例から、議案第14号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までについての提案理由を申し上げます。

議案第12号に係る柴田町交通指導隊条例については、昭和42年に、町における道路交通の安全を保持することを目的として、柴田町交通指導隊の設置を定め、交通事故のない社会を目指して、町民の理解と関係機関の協力を得て、交通安全に関する施策を実施してまいりました。近年では、地域ボランティアやPTAによる交通安全活動も活発化しており、このような活動団体との連携強化を図るため、地域に密着した交通安全角道を地域住民と協働により、一層推進できるよう機構の改編と任務の見直しを行い、社会状況に見合った隊員数への見直しや人材確保のため、任用年齢の引き上げ、隊員の安全等を考慮しての定年制の導入、報酬の見直し等について条例の一部を改正するものであります。

議案第13号に係る柴田町防犯実動隊条例については、昭和61年に、町における犯罪を予防し明るく住みよいまちづくりを推進することを目的として、柴田町防犯実動隊の設置を定め、これまでも犯罪のない安全で安心な地域社会を目指して、関係機関の協力を得て、防犯に関する施策を実施してまいりました。平成20年には、犯罪のない安全・安心なまち推進条例が制定され、近年では地域ボランティアによる見守り活動も活発化しており、このような活動

団体との連携強化を図り、地域に密着した防犯活動をより推進できるよう機構の改編と任務の見直しを行い、隊員数の見直し、任用年齢の引き上げ、定年制の導入、報酬の見直し及び退職報償金の削除等について条例の一部を改正するものであります。

また、議案第14号に係る柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例については、消防団は地域防災体制の中核的存在として、地域の安全・安心のため今後とも大きな役割を果たすことが期待されています。このような状況において、社会環境の変化に伴う団員の減少と団員の被雇用化に対応するため、団員の定年を引き上げること、また団員の年度途中の入退団に伴う報酬の支給方法を明文化するとともに、団員の処遇改善を図るため、費用弁償の支給回数を年2回から4回にすることについて条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長及び危機管理監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まず、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、議案第12号、柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。

今回の条例の一部を改正する背景といたしましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。条例の一部を改正する概要といたしましては、条例全般の文言の整理、それから隊員の定数の見直し、隊員の任用年齢の引き上げ、隊員の定年制の導入、報酬の規定を日額から年額報酬への変更と、出勤報酬を新設するものでございます。

今回の条例の一部を改正するのにあわせまして、社会情勢に対応するための組織の改編と、また地域関係団体あるいは警察機関、地域ボランティア組織との緊密な連携を図りながら、住民への交通安全意識の高揚と地域に密着した活動を推進し、交通事故防止活動を一層推進するというふうなことで、改正をお願いするものでございます。

それでは、議案書の51ページをお開き願いたいと思います。柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例を次のように制定するというところでございまして、柴田町交通指導隊条例（昭和42年柴田町条例第9号）の一部を次のように改正する。

条例後の条文でご説明をさせていただきたいと思います。第1条は「目的」を規定するものでございます。第1条の改正点といたしましては、まずは文言の整理、それから役職規定の追加を行いまして、本条例で定める項目、定員、任免、服務、それから報酬等について明記をいたしまして、交通の安全を保持することを目的とするものでございます。

次に、第2条でございますが、「任務」の規定でございます。ここにつきましても、まずは文言の整理をさせていただきました。加えまして、従来所轄機関と広域的な連携を視野に入れまして、「所轄警察機関」を「警察機関」というふうなことで改めさせていただいております。また、指導隊の任務でございますけれども、任務につきましては「町長の命令によりまして実行される」というふうな考え方から、「詳細等につきましては規則において定める」というふうなことでございます。

主に規則にどういうふうなものが入るかというふうなことで、今後明文化をしていくわけですけれども、一つは交通安全思想の啓蒙、啓発というものが第1点でございます。それから、第2点目といたしまして、幼児及び児童生徒の登下校時における保護及び交通誘導というふうなことが第2点です。第3点目でございますが、各種行事等における交通の整備及び誘導。それから第4点目でございますが、交通安全に関する指導及び教育というふうなことでございます。第5点目といたしまして、その他町長が交通安全上必要と認めた事項というふうなことを、規則の中で明文化をしてまいりたいというふうなことでございます。

第3条は、「定員」の規定でございます。これにつきましては、社会情勢の変化、それから地域活動の団体等々の活動状況を考慮いたしまして、活動団体との連携強化の促進と任務の見直しによる効率的な活動が行えますよう組織を改変し、35人以内と定めるものでございます。

52ページをお願いしたいと思います。第4条でございますけれども、「任命」の規定でございます。第1項は、第1条の省略規定に基づきます文言の整理でございます。第1号でございますが、任命できる上限年齢を改めまして、町内に住所を有する年齢20歳以上65歳未満の者とするというふうな改めるものでございます。

第5条でございますが、「服務」の規定でございます。これにつきましては、文言の整理をさせていただきました。

第6条でございますが、「懲戒」の規定でございます。これは、文言の整理と句点の追加をさせていただきました。

第7条でございますが、「退職」の規定です。これは、改正前の第4条第2項で規定しておりましたが、退職の規定を新たに条立てをいたしまして、依願退職と定年退職の取り扱いを規定するものでございます。

以下につきましては、条の繰り下げというふうなことになります。

第8条でございますが、「定年による退職」の規定でございます。これは、新たに加えた

ものでございます。定年による退職につきましては、第1項では年度途中で定年年齢に達した隊員の取り扱いを規定いたしまして、第2項では隊員の定年年齢、体力及び身体機能などを考慮いたしまして、70歳を定年と規定させていただいたものでございます。

第9条でございますけれども、「報酬の額及び支給方法」についての規定でございます。これも新たに加えさせていただいた条でございます。第1項は、これまでの日額報酬を職務報酬と出勤報酬に改めまして、報酬を支給することについて定めたものでございます。

恐れ入りますが、54ページをお開きいただきたいと存じます。別表第9条関係でございますけれども、職階級に応じて支払われる職務報酬と出勤報酬について定めたものでございます。職務報酬につきましては、年額といたします。隊長が7万7,400円、副隊長が6万7,200円、班長が5万3,600円、隊員が3万1,600円というふうに定めたものでございます。それから、出勤報酬につきましては、日額といたしまして2,000円と定めたものでございます。

大変恐縮ですが、53ページにお戻りいただきたいと存じます。9条の第2項及び第3項でございますけれども、年額報酬制度に伴いまして年並びに月の途中で入隊、あるいは退職の際の報酬の計算方法を明確に定めたものでございます。第4項では、第2項及び第3項の計算により生じます端数処理につきまして、1円未満の処理を定めたものでございます。第5項並びに第6項では、職務報酬並びに出勤報酬の支給時期を規定させていただきました。

第10条でございますけれども、「費用弁償の規定」でございます。これも改正前では7条第2項で規定しておりましたけれども、準則その他の条例に基づきまして単独の条立てといたしました。単独条項として新たに定めたものでございまして、隊員が任務のため旅行した場合の支給方法について定めた規定でございます。

54ページをお開きいただきたいと存じます。第11条でございます。見出しの服制を、これを貸与品というふうな規定で改めるものでございまして、あとは文言の整理をさせていただいたものでございます。

第12条でございますけれども、公務災害補償の規定でございます。これにつきましては、公務災害補償につきまして参照条例名の改正並びにそれから省略表記を正式条例名に訂正させていただき、あわせて文言の整理を行ったものでございます。

第13条でございますけれども、委任規定でございます。これは、条の繰り下げによって改正になるものでございます。

附則といたしまして、「この条例は平成21年4月1日から施行する」ということでございます。

以上によりまして、議案第12号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、55ページをお開きいただきたいと思います。議案第13号、柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げたいと存じます。

今回の条例の一部を改正する背景といたしましては、先ほど説明申し上げました提案理由のとおりでございます。

条例の一部を改正する概要でございますが、一つは条例全般の文言の整理と、それから隊員の定数の見直し、隊員の任用年齢の引き上げ、隊員の定年制の導入、それから報酬の規定を日額制から年額報酬への変更と出動報酬の新設をさせていただき、加えまして退職報償金条項の削除について改正を行なうものでございます。

今回の一部改正にあわせまして、組織機構の改変と近年では見守り隊を初めといたしましていろいろな地域ボランティアの方々、それからPTAの方々等々が登下校時の児童生徒の安全を見守って活発な活動をされておいでになります。当実動隊といたしましても、これらの団体と緊密な連携を深めながら、広く町民の一人一人に防犯意識の高揚と地域に密着した活動を促進しながら、犯罪のない環境づくりを一層し推進するために改正させていただくものでございます。

55ページでございますけれども、柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例を次のように制定する。柴田町防犯実動隊条例（昭和61年柴田町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後の条文でご説明をさせていただきたいと思います。第1条は、「目的」を規定するものでございます。第1条の改正点といたしましては、文言の整理、それから役職規定を追加いたしました。定員の任免、服務、それから報酬等について明記したものです。大変失礼しました。明記をいたしまして、犯罪を予防し、明るく住みよいまちづくりを推進することを目的といたしたものでございます。

第2条は、「任務」の規定でございます。文言の整理というものが第1点でございます、それから所轄以外と広域的な連携も視野に入れながら、「所轄警察機関」というものを「警察機関」に改正をさせていただくというふうな内容でございます、柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例第3条の規定する基本理念を根拠といたしまして、任務の内容を規則によって定めていきたいというふうに考えてございます。

56ページをお開きいただきたいと思います。恐れ入ります。ちょっと言い忘れてしまいま

した。任務の中でございますけれども、規則で定めるものとしてどういうものがあるのかというふうなことで、今後規則の中で明文化を図っていきたく思います。これも5点ございます。一つは、防犯思想の啓蒙及び防犯診断が第1点でございます。第2点目が、防犯パトロールでございます。第3点目でございますが、各種行事等における警戒というふうなことが入ってまいります。4番目といたしまして、地域活動団体等が行う防犯活動に対する指導・助言、当然、講習会等々もこの中で関与していくというふうな内容です。それから第5点目といたしまして、その他町長が防犯上必要と認める事項というふうなことで、このような業務を規則の中で明記をしていきたくというふうにご考えてございます。

それから、第3条は「定員」の規定でございます。昨今の社会情勢の変化、それから防犯における地域活動団体、各種活動団体等々の活動状況を踏まえながら、活動団体との連携強化の促進と業務の見直しによる効率的な活動が行えるように組織を改変し、必要最小限の定員20人以内と改正をさせていただくものでございます。

それから、第4条でございますけれども、これは「任命」の規定でございます。第1項は、第1条の省略規定に基づく文言の整理をさせていただきました。第1号では、任命できる上限年齢を改めまして、「町内に住所を有する年齢20歳以上65歳未満の者」と改めるものでございます。

第5条でございますが、「服務」の規定でございます。これにつきましては、他の条例や準則に合わせて文言の整理を行わせていただきました。

第6条は「懲戒」の規定でございます。これにつきましても文言の整理というふうなことで改めさせていただいたものでございます。

第7条は「退職」の規定でございますが、これは改正前の第4条第2項で規定しておりました退職の規定を新たに条立てさせていただき、依願退職と定年退職の取り扱いを規定したものでございます。

これ以降につきましては、条の繰り下げというふうな形になります。

第8条でございますけれども、「定年による退職」の規定でございます。これも新たに加えさせていただきました。定年による退職につきましては、第1項では年度途中で定年年齢に達した隊員の方の取り扱いを規定いたしまして、第2項におきましては隊員の定年年齢、体力及び身体機能等々を考慮いたしまして、70歳を定年と定めたものでございます。

第9条でございますけれども、「報酬の額及び支給方法」についての規定でございます。第1項は、これまでの日額報酬を職務報酬と出勤報酬に改めをさせていただき、報酬を規定

することを定めたものでございます。

恐縮でございますが、58ページをお開きいただきたいと存じます。第9条関係別表でございますが、第9条関係でございます。階級区分に応じて支払える職務報酬と出勤報酬について定めたものでございます。職務報酬につきましては、年額制でございます。年額とさせていただきます。隊長が7万7,400円、副隊長が6万7,200円、班長が5万3,600円、隊員が3万1,600円というふうな定めたものでございます。出勤報酬でございますが、日額として2,000円というふうなことで定めさせていただきました。

まことに恐れ入りますが、57ページにお戻りいただきたいと存じます。9条の第2項及び第3項では、年報酬制度に伴いまして年額、それから月の途中での入隊、退職の際の報酬の計算方法を明記いたしましたものでございます。第4項では、第2項及び第3項での計算によりまして生じます端数処理につきまして、1円未満の処理を定めたものでございます。第5項並びに第6項では、職務報酬並びに出勤報酬の支給時期を規定させていただいたものでございます。

それから第10条でございますが、「費用弁償」の規定でございます。改正前の第7条第2項で規定しておりましたが、準則や他の条例においても単独条項というふうになっていることから、今回単独条項で明記をさせていただいたものでございます。

次に、58ページをお願いしたいと思います。11条貸与品の規定でございます。見出しの服制を貸与品に改正させていただき、文言の整理をさせていただきました。

それから第12条でございますけれども、「公務災害補償」の規定でございます。公務災害補償につきましては、参照条例名の訂正並びに役所表記を正式条例名に訂正を行い、あわせて文言整理をさせていただきました。

それから改正前の10条の「退職報償金」の関係でございますけれども、これは交通指導隊と連動してくるわけでございますけれども、今般平成21年3月31日付をもちまして宮城県町村会が行ってありましたこの交通指導隊の退職報償金の取り扱い、福利厚生事業というものがございまして、これが21年3月31日をもって県下一斉に廃止をするというふうな取り決めがされてございます。それに伴いまして、この防犯実動隊におきましても同等の取り扱いをするというふうな観点から今回廃止をさせていただき、制度廃止に伴いまして隊員につきましては21年3月31日付をもちまして一たんみなし退職をしていただいて、新たにスタートをします。この条例が4月1日から施行というふうな考えているものでございますので、そちらの方に移行させていただき、退職報償金に関する制度は21年3月で廃止になるというふう

な内容でございます。

それから、第13条でございますが「委任」規定でございますが、条の繰り下げによって改正させていただくものでございます。

附則といたしまして、「この条例は平成21年4月1日から施行する」。

以上によりまして、議案第13号、柴田町防犯実動隊条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 次に、危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第14号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

議案書の61ページをお開きください。提案理由につきましては、ただいま町長が説明したとおり、団員の定年引き上げと年途中に入団、階級の変更、退団に伴う報酬の支給の明文化と費用弁償の支給を年4回に改正するものでございます。

柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

改正後の条文で説明をさせていただきます。第3条は、任命と文言の整理と、第2項、第3項を新たに第8条、第9条と条立てで規定するため、第3条から削除するものでございます。

第5条第1項第2号につきましては、文言の整理を行ったものでございます。

62ページをお開きください。第7条につきましても、文言の整理を行ったものでございます。

第8条は、退職でございます。改正前の第3条第3項に規定しておりました退職の届けを新たに条立てし、依願退職と定年退職の取り扱いを規定したもので、以下条の繰り下げとなります。

第9条は定年による退職でございます。改正前の第3条第2項に規定しておりました定年の規定を新たに条立てし、第1項では年度途中で定年年齢に達した者の取り扱いと、第2項においては団員全員の定年を70歳と規定したものでございます。

第10条から13条までは、条の繰り下げによる改定でございます。

63ページをお開きください。第14条は報酬で、支給方法について三つの項を追加するものでございます。第2項、第3項は、年並びに月の中途に入団した者、階級に変更が生じた者、

退団となった者の報酬の月割り、日割り計算方法を明確にしたものでございます。第4項は、第2項、第3項での計算により生じる端数処理について、1円未満の処理を定めたものでございます。

第15条は、「費用弁償」でございます。第2項は、文言の整理でございます。第3項は、費用弁償の支給方法を年2回から年4回に改正するものでございます。

第18条は文言の整理でございます。

64ページをお開きください。第17条は、条の繰り下げによる改定でございます。

大変失礼しました。第18条と申しましたが、第16条でございます。第16条は、文言の整理でございます。

64ページをお開きください。第17条は条の繰り下げによる改定でございます。

附則「この条例は、平成21年4月1日より施行する」。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括いたします。

なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。13番星 吉郎君。

○13番（星 吉郎君） 議案12号、13号の団員のことについてちょっと聞きたいと思います。

団員が今まで50名から35名、そしてまた、実動隊も少なくなっているんですね。なぜ、少なくなってくるのか。

それと出動報酬ですが、2,000円というのが両方とも2,000円ありますが、これは消防団員と同じということで書いてありますが、消防団は夜でも朝でもむろん火事の際は出るわけですが、交通指導隊は朝1件、例えば朝と夕方出る場合は2件という計算になるのかどうか。それを聞きたいと思います。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 第1点目の隊員の人数でございますが、一つは交通指導隊は現行条例では50名でございます。それを今回は35名というふうなことで改正をお願いしているわけですが、いろいろこの条例改正につきましては指導隊員、それから防犯実動隊員と平成18年の9月からいろいろ議論をさせていただいてきた経緯がございます。おのおの五、六回くらいずつ延べに合わせまして、指導隊のあり方、それから今後の指導隊と地域活動団体のあり方等々、それからいろいろ任務のあり方までを含め、定年制、年額報酬制等々についていろいろお話し合いをさせていただいてまいりました。

一つは、条例では50名なんですけれども、平成16年以降人数が41名になったり37名となったりして、ずっと変動してまいりました。それで、20年になりまして37名でございました、指導隊の隊員でございますけれども、その中で従来の任務そのものといいますか、任務の大半が朝の街頭指導というふうなことで、おおむね9割程度が占められてございました。今回その隊員の方々といろいろなお話し合いをさせていただく機会を設けながら、いろいろな懇談をさせていただき、原型の体制の中でいろいろ地域の方々在今后密着した活動をしていくというふうなことの観点からいたしまして、大勢の人数がいれば非常にいいんですけれども、そういうことではなくて自分たちの班の中で動ける体制が一番機動性があるというふうなご意見もいただきまして、それで現在では指導隊は10班体制になってございます。

しかしながら、1班の中に隊員が少なくて2人というふうな班もございます。これらを機動性を発揮していただくためには、今回の改正で全体で8班制というふうな形をとらせていただいて、1班最低でも4人というふうなところで、班ごとに稼働できるというふうな体制へ改めさせていただくというふうな内容でお話しをさせていただき、ご了解を得てございません。したがって、35人というふうなことで定めさせていただきました。

それから、防犯実動隊ですけれども、指導隊と同等の幹部会等々を開かせていただきながら、お話し合いを重ねてまいりました。指導隊の大きな任務は犯罪の予防でございます。したがって、警察との連携も当然密にしなければなりませんけれども、昨今の地域の見守り隊の方々のご活躍をいただいております。今後、そういう方々とも連携を密にするというふうなことで、実動隊そのものについては今5班体制になって22名になっておりますけれども、それを4班体制にいたしまして機動性といいますか、そういったものを高めていきたいというふうなことで、40人から20名というふうなことで、20人以内というふうなことでございすけれども、そういうふうな改正をさせていただいた状況でございます。

それから、出動報酬2,000円でございますが、これにつきましても指導隊、それから防犯実動隊の方々には仕事を持つ傍ら生活の糧とするような職務報酬を得るというふうな目的ではございません。いろいろ献身的に業務を遂行していただいております。この出動報酬、消防と同一の2,000円というふうなことなんです、1回出て2,000円ということではなくて、例えば1日3回出て2,000円というふうなことでご説明を申し上げてございます。加えまして、年額報酬制というふうなことを今回改定させていただいている内容でございますけれども、隊員をやっぱり確保するというふうなことで、年額報酬と出動報酬というふうなことで明記をさせていただいたというのが内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤一男君） 星 吉郎君。

○13番（星 吉郎君） 確認しますが、消防団員の出動2,000円というのと、今お話しされました交通指導隊、朝出ても昼出ても夜出ても同じ2,000円でカウントされるというのは、2,000円、2,000円、2,000円でなくて1日2,000円ですね。わかりました。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 二、三点お伺いします。

まず、この条例12号、13号、12号からやっていきます。昭和42年の柴田町の条例を今回改正するという事なんですね。まず、それを一つ聞いておきます。

それから第12条、公務災害の規定がございます。この公務災害は、昭和42年の条例になっていますね。連動していると思うんですけども、この改正はないのかどうか。例えば、指導隊が車を誘導するとか何とかというのがあられるわけですね。仮に相手が自賠責も入っていないような車にボーンとやられたとき、その損害の例えば自賠責ではもらえないということになりますね。すると、町ではどれだけの災害をこの公務災害としているのかどうか。これが全然書いていないのね。ここではわからない。紹介してほしい。

それから、第9条関係の別表があります。隊長の職務報償の報酬から隊員まで、これちょっと私どういう算出根拠でこういう数字を出したのか、これがわからない。どうも、私はおかしいんじゃないかなと思うの。隊長が7万7,400円で、次、副隊長は6万7,200円、おかしいかと、見ていてちょっと疑問に思いますね。同じ職務をやるんですから、例えば7万7,000円に次は5,000円くらい下がるのかと。班長と隊員は同じじゃないのかなと、私の考えですよ、おかしいと、私はそう思います。

それから、この班の編成ですね。さっき話を聞いていたら、隊長が1人くらいかな、それで副隊長が2人で、あと班長が8人で隊員が3人ずつの24人になるのかなと、こんなふうに見ていたんですけども、編成はどうなるのか。

それから第13号、これも問題は、要は第12条の公務災害補償に関するやつ。これも、昭和61年の条例を改正するんですから、この公務災害のやつもこれもどんなふうになるのか、なっているのか、やっぱり示してほしい。

次やっぱり別表、これの職務報酬の算出根拠。これも私は出勤報酬には触れていませんけれども、年額の職務報酬、これの算出根拠を教えてください。

それから第14号ですか、第16条、ここに公務災害補償と書いてありますけれども、具体的な数字とかそういうのは何もない。文言だけだ。これもきちんと説明してください。以上です。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

初めに、交通指導隊の条例でございますが、昭和42年に制定をさせていただいて、過半来40年経過しているんですけれども、特段の内容見直しはなされないままにここまでに至ったというふうな経緯でございますが、社会情勢に合わせて今回改正をさせていただいているというふうな内容でございます。

それから、ちょっと大変恐縮ですけれども順不同になろうかと思いますが、次に第2条の公務災害の関係でございますけれども、54ページの交通指導隊の中身、それから防犯実動隊の中身も同じでございますので、こちらの方でご説明を申し上げたいと思います。

一つは、この公務災害というものはここに記載がございますけれども、まず一つはご本人のやっぱり非常勤の特別職でございますので、当然身分は保障しなきゃいけないというふうなことでございまして、その根拠となっているのが議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例というものが根拠でございます。この中で、実際に例えば補償なんかを行っていかうとすれば、同条に第5条の規定がございまして、ここの中に補償基礎額というものが示されております。交通指導隊、それから防犯実動隊の補償基礎額につきましては、通常の議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の中を適用するのではなくて、柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の第14条を適用した補償基礎額というもので算定するというふうな中身でございます。

では、柴田町の非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の中の第14条第2項の中に、この取り扱いにつきましては宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合報償条例に基づいて積算するというふうな流れになってまいります。それで、これらを参照いたしますと、まず一つはその中の条例の中で、まず階級がございます。団長さんだったり副団長さん、それからそういった隊員の方々まで。それから勤務年数に応じて金額が定められてございまして、例えば団長さんなりというふうなことになりますれば、10年未満の場合ですと1万2,400円、これに死亡に伴った遺族補償等々が加わってまいりますので、これらについて倍率があつて積算されるというふうなことで、下限が10年未満の隊員の方でいきますと8,800円、それから勤務年数があるんですけれども、上限で1万4,200円というふうな中で、遺族補償になるのか一時金になるのかというふうなことで積算されるというふうなことでございまして、これはその規定を引用させていただいて、この公務災害補償というふうなことで定めさせていただいているというふうなことでございます。

それから、第9条の別表の関係でございますけれども、職務報酬でございますが、これもまた現行の宮城県の交通指導員に関する町村会で行っております福利厚生事業、これは退職金の算定にも当てはまっているんですけれども、ここの中で階級が定められてございまして、例えば交通指導隊、防犯実動隊の隊長さんであればその各町の消防団分団長に相当する額、副隊長であれば消防団の副分団長に相当する額、班長につきましては消防団班長に相当する額、隊員については消防団員に相当する額というふうなことで規定がございまして、それらを適用させていただきまして、本町の場合でございますと隊長が7万7,400円、それから副隊長が6万7,200円、班長が5万3,600円、それから班員が3万1,600円というふうな形で設定をさせていただいたというふうな内容でございます。

あと何か。済みません、恐れ入ります。今回は、今37名の隊員の方が現在活動されてございますけれども、これは10月30日で37人ですが、11月末になりますと実はお一人退職されておりました、今36名でございます。35名になりますと隊長、副隊長さんが2名というふうなことで3名です。それから、班長さんが8名、8班体制にいきます。そうすると、11名になります。8班ですので、それを班長さん含めて4人というふうな形で、1個班というふうな形で稼働制は増してくるといふな考え方で班編成を今後させていただきたいというふうにご検討させていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 説明いたします。消防団に対しての公務災害補償でございますが、今回改正したのは第1項の文言の整理でございます。第2項に、消防団による公務災害の補償について定めてございます。消防団につきましては、別途に宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合というものがございまして、そちらの方に掛け金をかけまして、その組合の条例に基づいて災害があった場合とか死亡した場合、そういったときにはその規定に基づいて災害補償が行われるということになってございます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 説明は大体わかりましたけれども、それでも例えば12号、13号の公務災害というのは、組合があつて掛け金しているわけじゃないんですよね。こちら12号、13号については。

それから、別表の関係ですけれども、これも従来の何かわけのわからない階級のあれでこういう職務報償というのをつくつたと。それで、現実にはどうもそぐわないんじゃないかな。私は、これはおかしいと思いますよ。やっぱり、ボランティアで命かけてやるんですよ。こ

これは、こんなにあなた階級をつくってやるなんて、おかしい。私は、これは改めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答え申し上げたいと思います。

今議員さんからご指摘がございまして、確かに階級制がおかしいんじゃないのかというふうなご指摘だと思いますけれども、実は指導隊、それから実動隊のこれまでの話し合いの経過をちょっとご披露申し上げたいと思いますけれども、指導隊につきましては18年度9月25日からいろいろお話し合いをさせていただいてきました。20年に入りまして5回ほどというふうなことで、いろいろ話し合いをさせていただいてきました。長年、昭和42年からずっと続いてきた非常に献身的に公共的な任務を担っていただいている隊でございますので、私の方としても皆さんのご意思というんですか、そういったものは大切に話し合わなきゃいけないというふうなことで、そういうふうな心構えでいろいろ幹部会、それから全体会について接してまいったつもりでございます。

指導隊につきましては、非常に歴史が古いんですね。旧来の隊の中でも東部隊あるいは西部隊というふうなことで、班が大きく分けて2班になってございます。5班、5班というふうなことで。その中で、統率しているのがやはり班長さんなり副隊長さんなりというふうなことで隊の編成がされて、その指示命令のもとに稼働するというふうなことで、隊全体の組織を考えたときに機動性をこれからますます発揮していただかなきゃいけないというふうな局面を迎えるわけでございますので、きちっとそういうふうな方々にお伝えをして、隊員さんとともに活動していただきたいというふうなことで、階級はちょっとおかしいんじゃないかというふうなお話でございますけれども、当方とすればそういった迅速的な活動ができるように連絡体制も整えていきたいというふうにご考えてございまして、確かにご指摘はそのとおりかと思いますが、隊を稼働させるためにはやはり当然必要だというふうにご考えさせていただいた状況でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 課長、今のお話しを聞いてきますと、連絡網に大変に都合のいい班編成にするためにこういうふうにごやったんだと。あのね、私はそうじゃないと思うんですよ。今から10年先、15年先にボランティアを募って、交通指導隊とか実動隊とか募集をかけていくときに、こんなことをやっているのでは将来集まらなくなりますよ。今、例えばおとといも一般質問やって、こんなに景気悪くなってみんな村田の工場の方だって、もう今月いっぱい

で派遣全部切ります、実はきのう入ったニュースなんです。そういうふう聞いている。こんな、本当に厳しい社会になっているんですよ。自分で食っていくのもようやくということが、四、五年続くかもしれないですよ。やっぱりこれではおかしい。

大体、隊長だの副隊長になるとそれだけで名誉なんだから、そこら辺は3,000円、5,000円あげても、一般の班長さん、隊員さん、こんなに低い報酬では私は絶対おかしいと思う。もう一度、考え直す必要があるんじゃないか、こう思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 今ご指摘されたわけでございますけれども、隣接の町の事例なんかもちよっと参考にさせていただいております。例えば隣接町であれば、大河原町でいきますと同じような隊の組織というふうなことでございまして、隊長が12万6,000円というふうなことで、副隊長が12万、班長が11万4,000円なり、隊員が9万9,000円というふうなことで、ですからこういうふうなものは隣接町にはあるんですけれども、私の方は年額報酬制というふうな、当然大河原、村田も年額報酬制にはなっているんですけれども、それらを高い金額でございまして、参考にとということではございませんでしたけれども、近隣町を調べさせていただいたというふうなことでございます。

確かに、幹部会の中でも今議員さんがおっしゃられたとおり、なかなか朝1時間といいますか、街頭指導でいろいろご指導いただいているんですけれどもなかなか厳しいというふうな、年齢的な問題も当然加味されているんだろうというふうに思いますけれども、なかなか厳しいというふうなお話もいただきました。一つは今までは日額報酬というふうなことで、出なければ報酬はないんですけれども、今回は年額報酬で隊員さんをきちっと確保した上での出勤報酬というふうなことなものですから、今後は隊員さんの大きな活動といいますか、活動回数をやっぱりふやしていただきたいというふうに思っています。

それから、連絡網だけで班編成したのかというふうなことではございませんで、やはり隊でございまして隊長さんに連絡をして、隊長さんの指示のもと隊は動くというふうな中身でございまして、決して連絡だけで現行の隊を踏襲しているというふうなことではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。12番小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 大変基本的なことで、ちょっとご質問させていただきたいなと思っておりますが、これは多分、まちづくり推進課長ではなかなか大変かなと思いますが、実は提案理由の中に「任務の見直しを行い」ということで出ているわけです。私も任務の見直しと

というのはどういうことかなということ、それぞれ議案の12号、13号ですか、見たんですが、今まで書いてある条例の任務がなくなっちゃっているんですね。

それで、それはじゃあどこに書いてあるかと言ったら、規則に書いてあるという形になっちゃったんですね。私は、この任務というのはそれぞれの条例の命だと思うんです。基本になるのは任務だと思うんですね。その任務から、いろいろなことが派生してきて、それ以外のことが定められていくんだろうと思うんです。ところが、その任務が埋没しちゃって規則で定めると、こういうことになりますと、町長は交通指導隊なりあるいは防犯実動隊にこういうことを命じようという任務を出して、それが議会で「いや、それはちょっとあれじゃないか」とか「こうでないか」と、いろいろ議会での論議の的に本来ならなければいけない性格のものではないかなと、私は思うんです。その任務が、任務っていわゆるミッションですよ、これがもう埋没しちゃっているということに、ちょっとおかしいんでないかなと。

むしろ、任務はかえって前の任務、これが任務でいいんでないかなと。その細部、その任務を実施するためのいろいろな実施要領ありますね、細かく例えば交通指導隊なら「こういうことに着意してやってる」とか「こういうことをやれ」とか、細かいことがあります。その細部は規則で定めるというのであれば、私全くそのとおりだと思うんですが、任務そのものが条例に出てこなくて、規則の中に入り込んでしまったんでは、ちょっと条例そのものがおかしいなと思うんですが、ちょっとその辺どのように理解されているか。私は大事なことだと思うんですね。任務が条例に出てこない。したがって、我々議会としてもその任務を論議する対象がないということになるんですね。だから、ちょっとその辺どういうふうに理解されてこういうふうに埋没してしまったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 今の任務の関係でございますけれども、現実的には指導隊、それから防犯実動隊というものを任命するのは町長でございますが、それを実行させるというのも町長の権限だというふうなことで、詳細の任務につきましては町長が持っている権限の中で、それは規則で定めた方がいいというふうにちょっと判断させていただいて、本文の中には例えば指導隊であれば交通安全推進機関と緊密な連携を保ちながら、交通安全の意識の高揚で、それから交通事故のない地域社会等々を構築していくというふうな観点で、その中の詳細事項につきましては規則の方で明文化させていただいた方が動きやすいというふうに考えまして、そのような形で上程をさせていただいたというのが理由でございます。

○議長（伊藤一男君） 小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） 今、ちょっと課長のご説明で私は納得できないですね。やっぱり、基本任務というのは条例事項だと思いますよ、基本任務は条例事項。その細かい実施要領といえますか、それは規則にうたっておくべきだと思うんです。

例えば、交通指導隊であれば、「指導隊は、町長の命令により、警察機関及び交通安全推進機関と緊密に連携すること」が任務じゃないんですね、これは。「これと連携して、何をやってくれ」と言うのが、私は任務だと思うんです。それを、今度は「やり方についてはこういうふうにやってくださいよ」と、細かい指示事項的なことは規則に定めても私はいいと思うんです。ただ、これだともう警察機関と交通安全推進機関と緊密に連携することが任務になっていますよね。これは、私は任務ではないなと。やっぱり、基本任務というのはこれじゃないというふうに、私は認識していますね。だから、ちょっとこの辺がおかしい。

したがって、これが一番大事だと思うんです。条例でも法律でも何でもそうですけれども、目的だとかあるいは任務というのは、その法律なり条例の一番私は命だと思うんです。それをしっかりと詰めて出さないと、それ以外のいろいろな条項をつくっても、それがやっぱりおかしくなってくることもあるんです。「ああ、こういう任務だから報酬が少ないんじゃないか」とかね。「これは、こんな任務ではちょっと報酬が多いんでないか」とか、いろいろなことがみんなこれから出てくるんですよね、任務から。やっぱり、任務は条例の基本条項だと私は思うんで、その辺がちょっと私はおかしいなと思いますが。これは、町長にお伺いしたらいいんでしょうかね。課長ではちょっと難しいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 目的の中に、この交通指導隊の「全体的に安全を保持するため」というふうに書いておられますので、その枠からはずれるような任務はできないことになっております。ですから、その任務の中には連携プラス、当然安全を保持するためのさまざまな活動が今後展開されるというふうに考えております。より機動的に、安全のために活動できるような条例に改正をさせていただくという趣旨でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。小丸 淳君。

○12番（小丸 淳君） これは、ちょっと私も納得できませんが、しかし、せっかくつくった条例ですから。ちょっと、これ柴田町でなくてよその町にも見せられたらと思うんです。ちょっと、この基本任務が書かれていない任務というのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いますね。細部はいいですよ、規則で定めるのは。基本任務が任務に書かれていないんで

すから。むしろ、前の古い改正前のやつですか。改正前はこれ任務書いていますよね、しつかりと。多分、改正前のやつの任務についても、恐らく規則でかなり細かく書いているんだろうと思うんです。私も、実は規則を見ていませんので何とも言えませんが。改正前の方の任務の方が、今の新しくなった、書いてある任務よりも、まさにその条文どおりだと私は思いますので、ちょっとこの基本任務、これがいいのかなということになると、我々も議論のしようがないですよ。任務が出ていないんですから、はっきり言って。そう思いませんか。

これは、町長が言った今の答弁は、私とても納得できないんですね。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 確かに、第2条の中で任務というふうなことで、「指導隊は、町長の命により、警察機関及び交通安全推進機関と緊密に連携し、規則で定める任務を行う」というふうなことで、こういうふうな文言の中で詳細については規則の中で具体的にさせていただきたいというふうなことで、これを任務というふうな内容でございますが、詳細には規則の中で明文化をさせていただければというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。17番杉本五郎君。

○17番（杉本五郎君） やっぱり町長ね、これは変です、やっぱりどう考えても。町長は「目的のところに書いた」、これ目的はあくまでも目的ですよ。そして、「任務を見直した結果、報酬も見直すようになった」という以上は、これまでの任務とこれからの任務がどう違うのかということ、これを議会で比較対照してみて「ああ、この報酬が正しいんだ」と、こういう判断をしなくちゃならないと思うんですよ、この議会は。ところが、その肝心かなめの任務が「警察との緊密な連絡が任務だ」というような書き方になっているとすると、これはやっぱり問題です。やっぱり、きちんところどころは「交通指導隊はこういう任務を帯びております。前回とここが違います」と、違うところがあればそこを明確にしながら、そしてさらに細かい隊員同士の連絡とか、それこそ警察との緊密な連絡の取りかたなどは「規則で定めます」というならわかるんだけど、これは本末転倒。本来決めるべきものを規則に持って行って、決めなくてもいいところを目的に持ってきているというような印象を強く受けます。そういうことで、ここところはもう一遍、やっぱり提案するんであればもう一遍検討し直して提案された方がいいのかなと、こんなふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 答弁、町長。

○町長（滝口 茂君） ここに任務ということで、実際は条例に基づき規則で定めるので、全体

として規則を含めて条例という考え方ができますけれども、やはり、今おっしゃられたとおりこの任務のところに明確になっていないということであれば、ちょっと不備があるということでございますので、これは一たん休憩をさせて、皆さんとちょっと協議させていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） これより休憩いたします。

再開は、追って連絡いたします。

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時26分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となっております議案第12号柴田町交通指導隊条例の一部を改正する条例から、議案第14号柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までにつきましては、改めて再精査させていただきたく、今回撤回をさせていただきたいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（伊藤一男君） ただいま、議案撤回の申し入れがありました。この際、議案第12号から第14号までの議案を撤回することの件に関し、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。では、直ちに議題といたします。

---

#### 追加日程第1 議案第12号から第14号までの議案撤回の件

○議長（伊藤一男君） これから、議案第12号から第14号までの議案の撤回の件を議題といたします。

お諮りいたします。議案第12号から第14号まで撤回することとしたいと思います。承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

議案第12号から14号まで、撤回することを承認いたしました。

○議長（伊藤一男君） これより休憩いたします。

2時45分から再開します。

午後 2時29分 休憩

---

午後 2時45分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

日程第11 議案第15号 柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

○議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第15号柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第15号柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

先般の地方税法改正に伴い、平成20年第2回定例会において、柴田町町税条例の一部を改正して地方公共団体に対する寄附金税制の拡充を図りましたが、今回の条例改正でさらに対象法人を加える改正を行なうものでございます。

平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、都道府県、市区町村が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とすることができる制度が確立されました。今回の改正におきまして、町民の福祉の増進に寄与し、また、納税者の思いを生かすために、寄附金控除する対象法人を条例で追加するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小林 功君） それでは、詳細説明を申し上げます。

まず初めに、関係資料により改正概要を説明しますので、さきにお渡ししております議案第15号関係資料、控除対象となる寄附金の資料を見ていただきたいと思います。

この控除対象となる寄附金の資料の右側、個人住民税（改正後）ということで記載されてお

りますが、この一番上の都道府県、市区町村に対する寄附金につきましては、6月の議会で第34条7の第1項第1号ということで改正させていただきました。その下の共同募金会、そして日本赤十字支部に対する寄附金につきましては、同じく6月の条例改正によりまして、第1項の第2号ということで改正させていただきました。

それで今回お願いするのが、その下の斜線の部分の「新たに都道府県、市区町村の条例により対象寄附金を指定する仕組みを導入」ということで、この欄の部分の左側の方に所得税の欄でいろいろ特定公益増進法人とかそれぞれ出ておりますが、これらを指定して寄附金税額控除が受けられるというような改正をするわけでございます。その改正が、今回追加する第1項第3号の条文というふうになっております。

次に、それではこの第3号を制定することによって、柴田町の町内に事務所を有する法人でその該当となる法人の件につきましては、同じ関係資料の個人町民税、寄附金控除対象法人、町内に事務所を有する法人の資料を見ていただきたいと思います。ここの2ページに寄附金控除対象法人等、町内に事務所を有する法人ということで1から8までありますが、町内に該当となる法人につきましては3番の学校法人の中の区分、大学、法人名が朴沢学園ということが、私立学校法で指定されているということで該当になります。

それから、4番の社会福祉法人につきましては、1番の常盤福祉会から4番の柴田町社会福祉協議会、こちらにつきましては社会福祉法に基づいて指定されているというふうになっておりますので、この朴沢学園から常盤福祉会、はらから福祉会、福寿会、社会福祉協議会につきましては県の条例でも指定しておりますし、町の条例でも指定しますので、税額控除が受けられるというような内容になっております。

それ以外の1番、2番、5番、6番、7番、8番につきましては、本町には該当する団体がないということになっております。

それでは、議案書の65ページをお開き願いたいと思います。議案第15号、柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するというので、改正後の欄でご説明したいと思います。

第34条7の寄附金税額控除の中の「又は金銭」につきましては、これは寄附金税額について定めた条文ということで、「又は金銭」が不用になったということでの削除でございます。

次の、66ページの第3号所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、町内に事務所を有する法人に対するものということで記載しておりますけれども、第2項の第2号の法人というのは、民法で定めております広く一般に募集されるそういう団体でござい

ますので、県内では東北大学とか宮城県立子ども病院という団体で、17団体になっております。

第3号につきましては、いろいろな関係法に基づいて設立された学校法人、それから社会福祉法人ということで、県内では230団体となっております。ただし、本町の場合は先ほど説明しました団体が該当になっているということでございます。

そして、附則としまして「この条例は、公布の日から施行する」ということの改正になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、柴田町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第16号 柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程12、議案第16号柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成20年6月18日に公布された「学校給食法の一部改正」により、学校給食を活用した食に関する指導の充実、学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化が盛り込まれたことにより、今回条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） それでは、議案第16号柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

ただいま提案理由で申し上げましたとおり、今回の条例改正は平成20年6月18日に公布されました学校給食法の一部改正で新たに学校給食を活用した食に関する指導の充実、学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化等が盛り込まれたことによる条ずれ、学校給食法第5条の2が第6条への繰り下げがあったための修正と、あわせて県の準則を参考に文言等の整理を行うものでございます。

議案書の67ページをお開きください。初めに、条例の題名ですが、県の準則を参考に「柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例」を、「柴田町学校給食共同調理場条例」に改正するものでございます。

次に、第1条「趣旨」につきましては、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第2項の職員に関する規定を追加するとともに、学校給食法の改正に伴う第5条の2を第6条に条の繰り下げを行うものでございます。

第2条、68ページをごらんください。「設置」につきましては省略規定を追加し、第2項で「共同調理場」と省略をするものでございます。また、表の名称につきましては正式名といたしまして、「柴田町」を加えるものでございます。

第3条「管理」ですが、新たに管理の規定を明文化するものでございます。

第4条「職員」につきましては、改正前の第6条から条の繰り上げと文言の整理を行うものでございます。

第5条「管理運営審議会」につきましては、審議会の役割の規定を明文化するものでございます。第2項につきましては、新たに審議会の位置づけを明確にする規定を追加するものでございます。第3項から第6項までは、第2項の追加による項の繰り下げでございます。

第6条、第7条、第8条につきましても、条の繰り下げを行うものでございます。

最後に附則ですが、この条例は平成21年4月1日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 67ページの改正前、管理及び職員に関する「職員」がなくなっていて、

その後新しい改正後の第4条に「所長その他必要な職員を置く」と。この「必要な職員を置く」というのが、例えばこの改正前の第6条、ここに「所長、事務職員、技術職員、学校栄養職員、その他必要な職員を置く」と、こう一つ一つ明記されておりますけれども、ここの第4条の「必要な職員」とはどういう人になるのか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 「必要な職員」につきましては、事務職員、技術職員、それから栄養職員などがございますが、「その他必要な職員」ということの中に含まれますので、「その他必要な職員」ということで新しい第4条で規定しております。

それから第1条ですが、第31条第2項の規定につきましては、これは必要な職員を置くことができるというような規定でございます。ということで、31条の第2項と第4条で職員の規定をしているというような内容でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 何か、わかったような、わからないような説明なんですけれども、要は、この「必要な職員を置く」ということにして、職員を引き上げる。要は、1人か2人置けばいいんだと。だけれども、私、このきちっとしたのを書いておかないと困るんでないかなと。

というのは、やっぱり今給食というのは委託しているわけですよ。お願いしているわけですね。そうすると、今偽装の問題とか残留のいろいろな輸入品を使ったりして、それから偽装の問題がありますよね。国内でもそんなことをいっぱいやっているわけですから、そういうことを防ぐ意味でも、やはり管理をする人がきちっといるんだと、それをこういうふうにきちっと明記した方が、私はいいでないかなと思ったんですね。必要な職員って書いておいて、「やっぱり職員足りないからこっちの方に回せや」とか、そういうような考えにならないかなというふうに考えるんですけれども、そこら辺は間違いなくきちっと何人ですか、職員をきちっと置くというふうにやっていけるのかどうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 決して、事務職員、技術職員、それから栄養職員の方をなくすということではなくて、今後も配置していけるものと思っております。ただ、この事務職員、技術職員、栄養職員等については「その他の必要な職員」に含まれるということで、今回は準則に従って「その他の職員を置く」というような言葉にさせていただいております。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 大変、今言っているのはわかるんですよ。だけれども、私はどんどん

んどんやっぱり職員数を減らしていく、例えば4万人の人口であれば掛ける6人というようなことになると、240人くらいで将来柴田町の役場を運営していかなきゃならないんじゃないかというように、私は考えております。そうすると、こういう職員だけで「必要な職員を置く」ということだけであると、例えば技術職員なんていうのも本当に置けるのかどうか。所長さんと栄養職員だけで終わっちゃうんじゃないかという心配があるものですから、私は明記した方がいいんでないかなと思って再度お伺いしますけれども、今の町長であれば「ずっと置きますよ」となっていくけれども、将来、だれか町長変わったときに「いや、これしか書いていないから2人にしろ」ということになれば、そういうふうにならざるを得ないのかなど、そう考えますけれどもいかがでしょうか、町長。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 細かいところ、私の記憶違いということになると申しわけないんですが、一応、技術職員、事務職員の区別がなくなったようにひとつ思っておりましたし、あと栄養職員は必ず置かなければならないと別な法律で決まっているということでございますので、我妻議員心配な点は将来にわたってないのではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号、柴田町立学校給食共同調理場の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第17号 柴田町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程13、議案第17号柴田町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号柴田町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町心身障害児通園施設条例につきましては、これまで児童福祉法に基づく業務内容について条文を定めていたところですが、平成18年度に施行された障害者自立支援法により、同業務が児童デイサービスとして規定されたことに伴い、現行の提供サービス内容を障害者自立支援法の規定に沿った内容に改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、議案第17号柴田町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたとおり、むつみ学園で行っております業務内容が障害者自立支援法第5条第1項で規定いたします障害福祉サービス、かつ同条第7項で規定します児童デイサービスに該当するものであることから、また同法第29条第1項の規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を宮城県知事からいただいていることから、障害者自立支援法の規定に基づき、事業内容、事務手続、使用料についてその内容を明確にしようとするものであります。

それでは、議案書の71ページをお開きください。柴田町心身障害児通園施設条例の一部を次のように改正する。改正後の欄でご説明を申し上げます。

初めに表題、条例の名称でございますが、「柴田町心身障害児通園施設条例」を「柴田町児童デイサービス施設条例」として、施設の業務を明確にするものでございます。

同様に、第1条も施設名称を改めるものでございます。

第2条につきましては、施設の設置についてでございますが、障害者自立支援法の第5条第7項で規定してございます児童デイサービスの規定とあわせまして、第2条としたものでございます。朗読します。心身の発達について支援を必要とする児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うため、施設を設置する。第2項、施設の名称及び位置は、次のとおりとする。この現行の町条例の位置、名称の指定する様式で統一したものでございます。

次に、72ページに入ります。第3条、事業内容を明確にするものでございます。施設は、次

に掲げる事業を行う。1号、障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という）。2号、生活等に関する相談及び助言、3号、その他児童の心身の発達に必要とする支援。

第4条は、通園できる対象者を規定するものでございます。改正前は児童のみの規定でございましたが、むつみ学園は保護者との通園としていますことから、対象者を、保護者及びその児童と規定するものでございます。

第5条は、児童デイサービスの手続につきまして、契約を締結しなければならないことの規定をするものでございます。

第6条は、障害者自立支援法の規定に基づく使用料を規定するものでございます。

第7条につきましては、使用料の減免規定を設けたものでございます。

第8条につきましては委任でございしますが、文言の整理を行ったものでございます。

附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 第2条ですが、今説明にもありましたけれども、「これら児童の療育に資するため」という文言が、「日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う」と変わりましたけれども、児童の日常生活は変わるんでしょうか。それから、職員の配置はどうなりますか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

設置につきましての第2条でございますね、これにつきましては障害者自立支援法の第5条で「児童デイサービス」につきましての規定をしております。その内容に伴う設置ということで、このようにさせていただくという考えでございます。

あと2点目が、児童の日常生活はということなんですが、これまでにむつみ学園が児童に対しての指導をしてきている内容と、大きく変わるものではございません。二つ目としまして、職員の配置というご質問だったかと思うんですけれども、これにつきましても現行の現員体制で行うということの考えでおるところでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） それでは、次に4条の方なんですけれども「対象者」、「対象児童」が「対象者」に変わりました、「保護者」という言葉が入りましたけれども、今までは保護者

はどうだったのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） これまでも、むつみ学園は保護者とともに通園ということで受け入れておりました。それをなお明確にするために、「保護者と児童」を対象にしまして通園いただくというふうに規定したものでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん。

○4番（森 淑子君） 今まで、保護者がいないと受け入れられないということだったのかどうか。

それから、私はデイサービスというのは家族の精神的、肉体的な負担を少しでも軽減するために行うものだと思っていたんですけども、保護者も一緒だとそういう面は考えの中には入っていないということなんですか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 1点目の今までがどうだったかというご質問だったかと。これまでも、むつみ学園はともに通園いただくということで通園をしていただいていたものでございますので、そういう取り扱いで臨んできているところです。

あともう一つは、保護者も一緒に通園するようになると、なかなか大変じゃないかというようなご質問かと思うんですが、むつみ学園に通園いただいている児童の皆様は、例えば月曜日から金曜日までというような、そういう週で通える状況にないお子さまもございます。そういう意味では、開園している5日間をすべて通園されてくるという内容でもございませんので、ではありますけれども、保護者の方の緩和というんですかね、一緒に行動することについての緩和を考えていないのかということなんですけども、もともと保護者とともに通園いただくという施設で運営しておることから、そのように取り扱っておるものでございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） まず1点。このデイサービス、福祉サービスなどに通常要する費用について云々とあって、費用の額を使用料として納付しなければならないとあるんですね。これは、どのくらいの金額になるのか。例えば去年の人数、そして例えば使用料としてどのくらい去年の場合ですと、ことし改正した場合にどのくらいの金額になりますか。

それからもう一つ、第7条、町長は特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる、こう規定されている。あの建物で、使用料取れるような建物だと思っているのかどうか、町長に伺いたい。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、まず1点目の利用料についてのご質問でございます。児童デイサービスの事業でございますので、介護給付費との関連が出てございます。その厚生労働省令で定める金額の中の1割につきましては、保護者の皆さんにご負担いただくということになってございます。それによりまして、所得の内容によりまして上限額も定められておりますので、そういう内容になっているということでございます。

金額につきましては、19年度と20年度の比較ということで。（「20年度の金額をお伺いしたい」の声あり）今現在で、これは毎月子どもさんが通う日数によって金額が変わってくるものですから、今現在9月までの資料があるんですが、そのトータルで申し上げますと費用総額といたしましては392万1,340円、計算上なるんですけども、これの1割負担ということになりますので、利用者のご負担額、上限額がございますので、それで計算しますと31万3,820円というふうになる。これは、現在17名が通園していただいておりますので、それが合計額というふうになります。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） むつみ学園は、1市4町で運営させていただいております。もちろん、建物自体は大変古うございまして、「これは何とかしなきゃない」と、この一般質問でもお話しをさせていただいております。ただ、サービス内容につきましては、そのむつみ学園の保育士さんのレベルは高いという評価もいただいておりますので、障害児へのサービス内容はお金をいただいている以上にサービスは提供できているのではないかなというふうに思っております。（「あの建物で、お金が取れるかと私は聞いている」の声あり）

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 建物でお金を取っているわけではなくて、サービス内容でいただいているというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 本当に、職員さんの方は私も異論はありませんよ。ですけども、4月から9月、31万円、ご父兄の方が納めている金額。それは、サービスしてもいいんじゃないかな、あの建物で。うちの猫も、あれでは行かないですよ。もう、あのにおいかいだら、うちの猫入っていかないから、臭い。そのくらいひどいんです、あそこは。町長、ときたま行ってみてください。本当にひどいんですよ。ですから、私はこの条例に反対しているわけじゃなくて、新しいきちっとした、例えばつなぎの園ができたとか何とかというときになった

らいいと思いますけれども、あの建物で私は「使用料10%納めて」とはなかなか言えないな  
ところ思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは、詳細はちょっと課長に聞かないとわからないですが、障害者自  
立支援法の1割負担という流れの中でやっておりますので、町長が建物によって、ここに減  
免とありますから、建物によってこの使用料または一部免除することができるかどうか、こ  
れはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） もう1回、はい。

○10番（我妻弘国君） 課長、そういうことなんで、もう一度課内でひとつ検討をお願いします。  
そうでないとかわいそうだなと思いますよ。みんな、船岡保育所の子どもたち見てください。  
あんなにきれいなところでのびのびとした保育園の庭で遊んでいる。同じような状況くらい  
になったら、やっぱり1割負担でも子どもたちに負担してもらってもいいけれども、あんな  
ところでちょっとね。課長、取るのちょっと「ウーン」と思うでしょう。やっぱり、請求書  
出すとき大変でしょう。そう思うんで、もう一度検討してください。お願いします。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、検討させていた  
だきたいと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 追い打ちをかけるようで悪いんですけれども、実際に子どもが障害を  
持っているということをまだ受容できない段階であそこに行った場合、親は本当にもう「涙、  
涙」なんですね。やはり、特に障害を持っている場合は、ほかの子よりももっといい環境の  
中で、安全で気持ちのよい環境の中でやはり療育すべきだと思うんですね。ですから、早急  
に移転を考えていただきたいと思います。

それで質問なんですけど、言葉として児童デイサービス、先ほど森さんからも出ましたが、デ  
イサービスって言った場合、母子分離しないでのデイサービスって、ほかでも当たり前にな  
られていることなんですか。ちょっと、そこをお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 様式はいろいろあるようでございますが、やっぱりともに通  
園するというふうに規定されているところもございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） それから、金額が出ていましたが、そうすると子どもたちはその子によって一月何日利用するかはみんなばらばらですよ。1回当たりの利用が、そうなるか幾らくらいになるんですか。1割負担で、幾ら。1日幾らという形で計算するのかと思うんですが、どういうふうになるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） これは単位がございまして、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準というのが、厚生労働省告示で示されてございます。その中で、20年度につきましては児童デイサービス費といたしまして障害児の方1日当たり、むつみ学園の場合ですと407単位ということでございまして、それに10円を乗じましてそれで4,070円というような、1日利用すると4,070円ですが、そのうちの1割だけが保護者のご負担になるというふうな形になってございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、柴田町心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第18号 柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程14、議案第18号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町地域福祉センターについては、社会福祉協議会、ボランティアセンター及びヘルパーステーションなどが構成機関となって使用し、町が直接に管理を行っており、その運営業務については柴田町社会福祉協議会に委託してまいりました。柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、民間の能力活用と住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入し、柴田町地域福祉センター施設の管理を指定管理者に行わせるに当たり、今回、柴田町地域福祉センター条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 議案第18号、柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

柴田町地域福祉センターは平成13年4月に開所し、要援護高齢者等に対する在宅介護サービスの充実と地域福祉の推進を図る拠点施設として運営しております。現在、町が施設を管理し、運営を柴田町社会福祉協議会に委託しております。今回、町の福祉センター管理の負担軽減とより住民の方々へのサービス向上を図ることを目的に、柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度導入を計画することといたしました。以上のことから、柴田町地域福祉センター施設の管理を指定管理者に行わせるに当たり、今回、柴田町地域福祉センター条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書75ページをお開き願います。柴田町地域福祉センター条例の一部を次のように改正する」。

第1条趣旨でございます。地方自治法の表記が後で出てきますので、ここで以下「法」を加えるものでございます。

第2条につきましては、設置であります。第2項の柴田町地域福祉センターの表記につきまして、旧条例の括弧書きを除くものです。これは、施設全体を指す柴田町地域福祉センターと指定管理を行わせる範囲を指す部分とを区別するためのものであります。

次ページをお願いいたします。第3条についてですが、第2条と同様の理由で施設全体を指す柴田町地域福祉センターに変更するものでございます。

第4条において、指定管理者による管理を規定しております。根拠は、地方自治法第244条

の2第3項とするものであります。なお、ここで指定管理する範囲として、デイサービスセンターを除く部分とし、その範囲を（以下「福祉センター」という。）の括弧書きを加えてございます。

第5条において、指定管理者が行う業務を規定しております。第1号に、福祉センターの施設及び附属設備の維持管理並びに修繕に関する業務」です。第2号に、「前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務」であります。

第6条におきましては、指定管理者が行う管理の基準を規定しております。「指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則、その他町長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならないものとするものであります。

第7条において、センターの開館時間ですが、開館時間は午前8時30分から午後5時15分までとするものであります。「ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、町長の承認を受けて、開館時間を変更することができる」としてあります。

第8条において、センターの休館日の規定であります。「ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、町長の承認を受けて、休館日を変更することができる」としてあります。第1号に、日曜日及び土曜日。第2号に、国民の祝日に関する法律に規定する休日。第3号に、12月29日から翌年の1月3日までの日。

第9条においてでございますが、使用の許可です。これまで同様に町長が行いますが、第1項は関係条項の変更であります。第3項は文言の整理で、第5項ですが、旧条例の規則に規定してありました構成機関のヘルパーステーションと訪問看護ステーションを、福祉センターの開館時間及び休館日の規定から外すものであります。これは、同事務につきましては介護保険事業サービスで常時サービスが行えるものとするものであります。

第10条からは、順次繰り下げと文言の整理になります。

次ページをお願いいたします。附則としまして、第1項「この条例は、平成21年4月1日から施行する」。第2項は、経過措置としまして「改正前の柴田町地域福祉センター条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の柴田町地域福祉センター条例（以下「新条例」という。）中にこれに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす」。第3項につきましては、準備行為であります。「新条例第4条の規定による指定管理者の指定の手続等の行為は、新条例の施行前において行うことができるものとする」ところであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 第2条に、「地域福祉の推進を図る拠点施設」というふうに載っているんですが、この場合の地域福祉の範囲はどこまでを指しているのでしょうか。例えば、あの施設は、今は社会福祉協議会が子育て支援等も行っていますが、民間の人が子育て支援をしたい、あの場所を借りてやりたいといった場合、それから高齢者向けに自分たちで何かサービスをしたいといったときに借りたいという場合、どこまで、要は考えてあの施設をつくっているのか。

それから休館日なんですけど、一番使いにくいのは土曜日と日曜日が閉館だということなんです。開館していないんです。使いたいときに閉まっている施設なんです。だから、今後指定管理するのであれば、ここはもう変えた方がいいんじゃないかと思うんです。

それから、今だと社会福祉協議会が指定管理を受けていますから、向こうの職員があ事務室にいて、それで場所としてはほかに必要ないんですが、指定管理を別の団体が受けた場合は事務的なことはどこでどういうふうに行うつもりなんですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

この福祉センターを設置するに当たり、当初設置の目的は地域において安心して生活できるよう要援護高齢者等に対する在宅介護サービス等の実施、それと地域福祉の推進を図る拠点施設としてというふうなことで、この施設が当時設置されました。この施設に入れる団体として、構成機関でございますが、構成機関としてはこの施設を利活用できるといいますか、許可を受けてこの施設に入るようなことになってございますが、構成機関としましては社会福祉協議会、それとボランティアセンター、それとデイサービスセンター、ヘルパーステーション、訪問看護ステーション等でもって構成することを目的に設置された施設でございますので、特に福祉はここまでとかっていうエリアはできないと思います。エリアを限定しないで、すべての町民の福祉の向上に寄与することにつきましては、制限的じゃなくて広く推進にあたるべきものと考えてございます。

それと、この施設を利用できる機関は、町長の許可を受けてこの施設に入っております。先ほどお話し申し上げましたとおり、この施設を使用する構成する機関は、もう許可を受けられる団体は社会福祉協議会、ボランティアセンター、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、訪問看護ステーションの機能を果たす機関じゃないと許可は受けられませんので、この機関から指定管理者を選定していくように、これからでございます。

それと、先ほど指定管理云々というような質問が中にごさいましたが、指定管理はこれからです。指定管理制度で社協に多分なろうかと思いますが、今までお願いしているのは施設の中のソフト部分ですね。管理運営部分を業務委託していたということでごさいます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 済みません。質問していたのは、今入っている団体ではなくて、あそこは部屋が幾つもあって自由に使えるといえれば使えるんですが、ただやっぱり地域福祉の推進を図る拠点施設といった場合、どこまで開いている部屋を自由に使えるのか。もっともっ使っていただければ、住民の皆さんいろいろなことができると思うんですね。介護予防も含め、いろいろなことができますから、あそこは本当にどんどん使ってほしい施設だと思うんですが、使うに当たって土曜、日曜が開いていないとかなり不便ですよということを言っているんですね。

それともう一つわからなかったのが、じゃあ今入っている団体の中から指定管理者を選ぶということなんですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先ほど答弁申し上げましたが、この施設を設置するときに、いろいろなエリアがありますが、「ここの部分については社会福祉協議会使用します」、「ここの部分につきましてはボランティアセンターが使用します」、あと社協さんが各種研修とか会議等を持ちますよね、そのために研修室、ここは会議室用というようなことで他団体に貸せるといいますか、貸し館ではございませぬ。貸し館ではございませぬので、当初そういう目的のために設置した施設ですので、すべてのエリアは使用目的が備わったエリアというようなことでご理解いただければと思います。

ちょっと質問の趣旨が……。

○7番（白内恵美子君） 先ほど答弁では、今入っている機関、団体の中から指定管理者を選ぶふうに取れる答弁があったかと思うんですが、それを確認しておきたかったんです。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先ほどお話し申し上げましたが、この施設の設置の目的がこういう機関が入居して福祉活動を展開していく。そして調整連絡の上、福祉の拠点としてそれらの機関が連携のもとにこの施設を運営してほしいというふうなことで、その運営について入っている構成機関の方々の連絡調整とか、あと今ここにはいろいろな電気とかガス、ライフライン的なものの料金も発生していますので、それも1カ所親メーターというんでしょうか、電気料ですよね。例えば施設全体で1万円ですと、社協さんが負担すべき電気料金は幾

ら、あと訪問看護ステーションは幾ら、構成する機関を子メーター的に料金を配分、それらの調整役とかのソフト面の管理運営を今まで社協さんをお願いしていたというようなことでございます。

今後の指定管理につきましては、あくまでも庁舎内に指定管理選定委員会が開催されますので、そちらの方に提案し、当課としましてはこういう施設の利用の状態はどうだというようなことは提案申し上げますが、あくまでも指定管理者の指定は選定委員会でその選定方法から審議をしていただくようになります。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 今のもちょっと質問に対しての答えではないなと思ったんですが、要は今後の指定管理者は今あそこに入っている者にかかわらず、すべてに公募をかけるということですね。これが、確認したかったことです。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁いたします。あくまでも、あの施設につきましては構成機関が決まっていますので、ですから社協とかボランティアセンター、デイサービスセンター、ヘルパーステーションというようなことで、その機関が町の許可を受けて使用しているわけです。ほかの団体は、使えない状態になっていますので、当然この今現在使用している団体にお話しを申し上げて、選定していくようになるかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 例えば、あそこを設置したときの考え方はそれでいいかもしれませんが、あれだけの施設ですから、本当に柴田町の地域福祉の拠点となるように今後考えていくべきだと思うんですね。研修室もかなり広いですし、いろいろなことに利用できますし、設備が整っています。バリアフリーです。もっともいろいろなことに使える場所です。だから狭く考えないで、この条例の中だっこの一言が入っていますから、「地域福祉の推進を図る拠点施設」ともう書いてあるわけですから、ここからもっともっと広げて住民が使えるようにもっていく。あれだけの研修室や会議室を持っていますし、本当に特にトイレとかも広くて安心して使えるんですね。駐車場も広いし、使い方次第では本当にいろいろな団体が使いたいと思うんですよ。日中、夜も含めてですが、空いている部屋です。今、別に社協やヘルパーステーションが入っているところを使いたいとかそういうのではなくて、今ある研修室や会議室ですか、あそこはどのようにでも使えますから、どんどん貸し出す。やっぱり料金を取るのではなく、無料でどんどん使ってもらうことによって、本当の意味の地域福祉の推進拠点になるんじゃないでしょうか。それでは、土日が閉館では不十分ですよというこ

とを言いたいんですね。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 確かに福祉の拠点として、社協を窓口にしまして各種団体が空いている研修室等々をきちんと、今までも社協を窓口としまして社協の行事予定等ない限り、各種団体にそういうことについては利活用といいますか、きちんと目的に沿った利用のためには供しているはずでございます。（「まだ、土日の利用については」の声あり）

今回の指定管理につきましては、ある期間の指定管理をこの条例といいますかで、今回はこういうことで。次の更新時期に、指定管理者の利活用のいろいろな実態と、あと、ニーズとかいろいろあるかと思しますので、それらを集約してそれを検証し、次の指定管理の期間にそれらについても一度検討対応、勉強してまいりたいと思います。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今、白内さんの話の中で出ていますが、地域の拠点施設としてやるんだと、そして先ほどから課長が言っているように社会福祉協議会が取りまとめているわけですね、全体的に。やはり、せいぜい今使っている町のお金だって281万円ですから、だからそういうふうなやつは、あと、もみのき園もそうですね、前にもお話ししましたが。やはり社会福祉協議会なるものにもうちょっときちっとした手当をして、やはりいつでも開放できるようなボランティアから訪問看護まで含めて取りまとめるためには、それだけの町としての補助といいますか、その辺やっぱり考えて指定管理者をやるとするならば、やっぱり福祉協議会に任せるといくらの覚悟があつていいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

今回の条例の提案につきましては、ほかの町の公の施設も指定管理制度を導入しています。それらの標準的な他の公の施設の指定管理制度となつたような格好で考えて、あと1カ所利用状態の違うところにつきましては、休館日等々につきましては、例外規定を設けるというようなことで。あと全体の確かに福祉の拠点というようなことであれば、確かに土日が閉じているとか、あと時間も夜の活動等の制限を受けるというようなことにつきましては、今後といいますかその辺の改良策につきましてどのようなものが姿として制度設計していけばよろしいのかというようなことにつきましては、今後勉強させていただければと思います。

今回につきましては、そういう今まで施設の管理と運営がまちまちといいますか、何かあつたときに、一応直営の施設というようなことで職員が行ったり、その管理につきましては社

協さんに運営の方はお願いしていますが、管理についていちいち町とやり取りしたり、その辺の不合理が結構顕著だったものですから、管理と運営を一体にというようなことの趣旨から今回の提案となったというようなことでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そこまではっきりいろいろな弊害がわかっているならば、その弊害をお互い出し合って、福祉協議会と話しすれば進むんじゃないかというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） そういう趣旨から、利用者とのいろいろな調整とか利用者の声とか、いろいろなニーズがあろうかと思えます。それを管理は町だからというようなことじゃなくて、管理も施設の中の運営もより社協として一体的な管理運営になれば、いろいろな住民の方々のニーズ等をすぐ吸い上げられると思えますし、時間も置かずに流動的にその辺のニーズにこたえられるような施設運営により近づいていくのかなというようなことで、管理と運営の一体化を今回考えての提案というようなことでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） だから、今言っているように、要は一番全体を考えるのが福祉協議会だったら福祉協議会に任せれば、私は済むと思うんですよ。それが別のところにわざわざもっていけば、今やっている運営業務とそれから委託というか管理の部分が、かえって一つにまとめた方がスムーズになるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） ですから、例えば今まで町の方では、電気設備とか消防用具とか自動ドアとか、あと警備とか清掃とか空調とか、これを町が一応管理していたというようなことでございますので、ですから、管理上それらもすべて施設に常に常駐している機関が、これらにつきましても常にそばでといたしますか、直にこの業務に当たった方がよりこれらの管理につきましても効果的、効率的な管理運営に寄与するというようなことで、この管理の関係を指定管理者というようなことで、運営も管理も一体で運営していただければ、よりよい施設の高度利用につながっていくのかなというような考えでございます。

○議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 今、第2条に「要援護高齢者等に対する住宅介護サービスの充実と、地域福祉の推進を図る拠点施設」、非常に格好よく本当にすばらしい施設としてここに書いて

あるわけですね。それで、今からどんどん高齢者がふえていくわけです。今20%くらいの高齢化率ですけれども、あと10年もすると25%くらいになるんですね。そうすると、やっぱりみんな相談に行くと思うんですよ。「どうしたらいいべね。うちの父ちゃんこういうふうになったんだわ、寝たきりになったんだわ。何とか看護ステーションの方に相談したいんだけど」と。ところが、土曜、日曜休みだと。これでは、やっぱり相談する気がない。私、やっぱりこの土曜、日曜の休館日というのは、非常に引かかるね。

それから、管理と運営ということで一体化と、今、隣の輝雄議員が言っていたんですけども、そうだと私も思います。やはり、効率的な管理と運営を目指すべきだと。これはひとつ、それは要望でいいんですけども、ただ休館日を連続土曜、日曜と続けてやるというのは、私は反対ですね。職員さんがいるんですから、やっぱり例えば半分ずつにしてやっていくとか、いろいろ方法はあると思うんです。一斉に休むというのは、私はサービスにはならないと思います。

ちなみに私商売をやっていたとき、元旦だけだった、休みは。それで、従業員は月曜日から日曜日までのうち、週2日休み。労働基準監督署に行くと、経営者は毎日働いていいと思うんですね。従業員は休ませなさい。確かに、職員は決まって週2日休み。休みはいいんですけども、やっぱりいろいろ工夫して、やっぱり土曜日休みじゃなくしたりとか、日曜日を開けるとか、いろいろな工夫をしながらここに規定する前に提案しているんですけども、私はこれはやっぱりおかしいなと思いますよ。もう一度考え直すあれはないのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 確かに、福祉の拠点施設というようなことのふさわしい使い方をしているのかというようなこともご質問の中にあっただかと思いますが、従来羽山荘がありました。延べ人数にしますと何千人という方が利用されていた施設を、再建プラン上、閉館したというようなことで、あそこの施設を利用していた方がどのようになったのかというようなことにつきましては、すべてのサークル活動が従来どおりのサークル活動ができるよというように、町としましてはそのサークルの方々の取りまとめ、あと利用する場所、利用する時間、送迎等々につきまして社協の方に業務委託をして、社協が窓口になってあの方々の支援に回っていただいていますし、あと、ゲートボール大会とかいろいろな各種の事務局も社協でもっていまして、それらの方々にしましては窓口的には社協になりますし、各種そういう活動の事務局のお世話をいただいています。そういう働きについて

は、拠点的などというようなことと言ってもいいのかなというくらいの活躍といいますか、活動はしていただけてもらっていますし、あと休館日等につきましては変更もできるというようなことでもございますので、すべてシャットアウトじゃなくて、いろいろな各種活動の形態、内容によりましては、そこの部分につきましては変更もできるというようなことで、ご理解いただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 変更ができるとか何とか、できるとかそういうのでごまかさないでほしいと思うのね。やっぱりごまかしだと思ふの、そういう言葉でごまかすのは。私は、やっぱりきちっと交代で休めるように、例えば日曜日は休みとしても土曜日というのは削除するとか、これはお宅ら人員をいろいろ考えて、何人あそこに必要なのか、いつも全員でやる必要があるのかどうか。そういうことを考えたら、私は土曜日削除してもいいと思いますよ。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先ほど答弁申し上げましたが、ここはほかの町の公の施設とは違うんで、別な取り扱いというようなことか、それともほかの町の公共施設につきましては指定管理者にお願いした施設につきましてはこのような取り扱いの規定を設けているというようなことで、他の施設との整合性等々を考慮してこのような規定というようなことを考えました。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君、もう3回です。5番大坂三男君。

○5番（大坂三男君） この議案は、要するに今の地域福祉センターの目的が存在しているという上で指定管理者等を定めるための議案だと思うんですけども、やはりどうも今の議論を聞いていますと、施設目的、福祉目的ということだけにとらわれているから、非常にもったいない使い方がされているなというふうなことで、不満といいますか、もっと何とかすべきだという話になっていると思うんですよ。まず、前提として聞きたいのは、ここの施設の設置目的が本当に福祉だけにしか使えないのか、その辺まずお伺いしたい。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先ほどから答弁申し上げますが、地域福祉センターという名称でもって、その名称にふさわしいというようなことで、このような目的のために設置するんですというようなことで、その設置の目的につきましては先ほどから言っていますように、これから進むであろう高齢化に対処するための町の福祉施策の推進の拠点施設とするということで、介護保険なんかも見据えていたというようなことでございまして、要援護

高齢者等に対する在宅介護サービスをさらに充実するとともに、住民福祉の増進に寄与することを目的とするための、ここに拠点とした施設を設けてセンター機能をここに働かせるという目的で設置されてございます。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） ということは、極端に言えば貸し館に使うのはだめだということなんですか。福祉目的以外は、絶対貸し館的な利用の仕方はできないと、その部屋をとかですね。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先ほど申しあげました設置目的に従った施設の建設計画でございますので、入る構成機関はまず決まっていたので、社会福祉協議会として使うエリア、必ず社会福祉協議会はいろいろな研修等々、あと民生委員さん方の事務局も持っていますので、いろいろな会議があると。常に会議があるし、研修もしなくちゃいけないというようなことで、事務所部分とあと研修する部分と、あとここにボランティアセンターも入るといようなことが目的だったものですから、ボランティアセンターの使うエリアはここですよ。あと、デイサービスの使用スペースはここですよ、ヘルパーステーションはここですよというようなことで、最初からそういう機能、目的な持たせた配置計画だったものですから、貸し館的なスペースはありません。

○議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

○5番（大坂三男君） 3回目なんで、これ以上ちょっとやり取りできないんでしょうけれども、よく何か施設をつくる時にある程度の目的があって、その目的以外には利用できないんだというようなことがありますよね。そういう意味でそういうことなのか、あの施設を設置して運営していく上で、定めた条例上、今は福祉にしか使えないということなのか。ですから福祉にしか使えない、そのための社協なんかに運営を委託して、その人たちの仕事の都合上、土・日は使えないんだ、みたいな形になっているんで、非常に利用者というか我々からするともったいないと。ある程度福祉に限定した形にせよ、何かあそこでNPOを設立するために打ち合わせをしたいとか、そういうことであっても、やはり土・日は使えないというような状況なんで、非常にもったいないなという話になっていると思うんですよ。

したがって、それはどうしても絶対あれは福祉目的の拠点にしか使えない、あるいは貸し館的な使い方しかできないというのであれば、もうこれ以上どうにも前に進みませんよね。効率的に使いたいと私たちが思っても、それで本当にいいのかどうか。だから、一步、福祉の枠からもうちょっと広がった形で、拡大した形で使えるようにするにはどうすればいいかという、

健康福祉課長の枠を離れて、ちょっと町長に聞きたいんですけども。そういう使い方を広げるような形で検討できないかどうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今、詳細はちょっと詳しくないんですが、この福祉センターを設置して議会の承認を得て、多分補助金か何か起債を借りているんだと思いますね。そのときには、このスペースというのはこの五つの団体、機関に限定されて設立したということなので、貸し館の要素は全く入っていないということですね。

ただ、自由に使いたいという場合は、社協の事業の中で研修室があるものですから、社協の中で申し込んで社協のスペースの範囲内では使えると思います。ですから、それがこの五つの機関ではなくて、議会と調整してももちろん補助金の適化法とかありますので、その五つの機関に限定しないで、これからは空いているところを自由にちょっと確保できるスペースがもしあれば、そこは5機関以外の貸し館的要素にするということがスペース的に可能であれば、そういう方向に私は行きたいなど。そして、自由に使ってもらおうと。そのときに、やっぱり自由といっても会議の開け閉めとかありますので、それは指定管理者の中で基本的には休館はこのようになっていますが、私が指定するときには、実は福祉センターは私もしょっちゅう土・日行っているんです。休みということは、ほとんどないですね。私が行くときは、必ず土・日ですから。

そういった意味で、使われ方として、もう、土・日使われておりますので、ただスペース全部使われているわけではありませんので、これから皆さんと協議をして、これまでの5機関だけではなくて、スペースを確保してそのほかにも福祉的な要素には、これは使わなきゃいけないと思うんです。最初の出発点がありますからね。そういう意味で、いろいろな団体が使える方法というのは、これから発展的に考えられるのではないかなど。ただし、それはさっき言った補助金の関係、起債の関係、ちょっとそれはわからないんですけども、そっちの方の制約がないという条件で、発展的な使い方を今後させていただきたいなというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 本日の会議は、時間を延長して行います。ご了承願います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号、柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第19号 柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤一男君） 日程15、議案第19号柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

柴田町地域活動支援センター条例が平成21年1月1日から施行され、役場庁舎敷地の一角に柴田町地域活動支援センターしらさが開所します。また、新たに柴田町槻木西3丁目16番27号にある柴田町心身障害者通所援護施設「もみのき園」の施設についても関係者との協議が整いましたことから、平成21年4月1日から地域活動支援センターに移行することといたしました。

つきましては、柴田町地域活動支援センター条例に「柴田町活動支援センターもみのき」を加えること等について、柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正するものでございます。これに伴い、柴田町心身障害者通所援護施設条例は廃止となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 議案第19号でございます。柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

平成18年に施行されました障害者自立支援法により、これまでの障害者小規模作業所が法定施設に移行することが求められております。本町には、同作業所が「しらさぎ共同作業所」と「もみのき園」の2カ所があり、「しらさぎ共同作業所」については平成21年1月1日か

ら地域活動支援センターとして運用することにしてございます。「もみのき園」につきまして、地域活動支援センターの単独としての設置要件の10人以上の利用の基準が満たされず、保護者会初め関係者と話し合いを重ねた結果、「しらさぎ」を地域活動支援センターの主とし、「もみのき」を従として位置づけして、一体的運営を行うことにより地域活動支援センターとしての設置が可能となりました。つきましては、柴田町地域活動支援センター条例に「柴田町地域活動支援センターもみのき」を加えること等について、柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正するものでございます。

これに伴いまして、柴田町心身障害者通所援護施設条例は廃止となります。

議案書81ページをお開き願います。「柴田町地域活動支援センター条例の一部を次のように改正する」。第2条の設置であります。表中「柴田町地域活動センターしらさぎ」の次に、「柴田町地域活動支援センターもみのき」を加えます。位置は、柴田町槻木西3丁目16番27号であります。

第9条の使用対象者及び定員でございます。第2項第2号に、「柴田町地域活動支援センターもみのき」の定員を15人といたします。

附則としまして、この条例は21年4月1日から施行する。2項としまして、柴田町心身障害者通所援護施設条例の廃止。柴田町心身障害者通所援護施設条例（昭和63年柴田町条例第2号）につきましては廃止する。3項、準備行為でございます。「第4条の規定による指定管理者の指定の手續等の行為及び第10条の規定による登録並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行前において行うことができる」でございます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（伊藤一男君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。**

○7番（白内恵美子君） ここに至るまでの経緯について、もう少し詳しくお話ししたいと思えます。利用者との話し合いがどのようになされ、利用者の方が納得して受け入れたものかどうか、お聞きします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

今回は、「もみのき」につきまして追加の提案でございますが、「しらさぎ作業所」と密接な関連がございますので、その辺の経過等につきましても触れたいと思えます。

このことにつきましては、「しらさぎ共同作業所」につきまして地域活動支援センターにしたいというようなことで、新しい新法の制度に移行したいというようなことで、それは19

年11月ころから動きました。まず、社会福祉法人というようなことで受け手になりますので、まず町の社協さんはいかがでしょうかというように、19年からその辺交渉を初めました。消極的なご意見だったというようなこともありまして、次は県の社協、宮城県の社協等々に相談に行きました。そこでもなかなかいい返事はいただけなかったというようなことで、近隣の社会福祉法人の方々に集まっていただきました。20年、ことしになってからですが、柴田町以外の隣接の社会福祉法人の方々7事業所に説明会というようなことで出席いただきまして、町の施策等につきまして説明申し上げました。

このことにつきまして、建物の方もどんどんでき上がってくるというふうなこともありまして、指定管理者の公募というようなことで公に募集いたしました。そういうことで指定管理者の指定というようなことの事務手続に入ってしまったわけなんです。が、「しらさぎ」につきましては、指定管理者の選考に手を挙げていただいたのが1社だけだったというようなことで、前回の議会でもって1社のしらさぎにつきましては指定管理者というふうなことでご承認いただきました。

次の「もみのき」さんの保護者の方々につきましては、合計、19年の10月当時から都合8回打ち合わせさせていただきまして、現在の法制度の動きとか国の動きとかいろいろお話し申し上げて、でき得る体制といいますか事業の中身等につきましていろいろ検討協議させていただきまして、最終的にはことしの4月だったかと思うんですが、今回提案申し上げます主従の関係を満たせば、10人以内であっても地域活動支援センター、法定施設としては認めるというような新たな省令の改正がございまして、「もみのき」さんをどうしても地域活動支援センターとして21年度後位置づけていきたいというふうなことを考えた場合に、もう主従の関係しか選択肢はなかったというふうなことで、今回主従の関係として理解、調整が整ったというようなことで、今回の提案となった次第でございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 利用者にとっては、とても大きな問題だと思うんですね。それで、たった8回だけの話し合いでよかったのかどうか。平成18年に自立支援法は施行されているわけですから、早い段階からもっともっときちんと気持ちを受けとめていくということが、本当は必要だったんだろうなと思うんですね。なかなか、お互いに理解し合えないまま来たんではないかということが、やはりとても残念なんですね。

指定管理を公募した際に、なかなか応募者がなかったというのは、やはり一番は金額の問題だったんじゃないかと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。なぜ、なかった

のか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 議員さんもお存じかと思います。障害者自立支援法は、個別給付と地域活動支援というふうなことで、二つに分かれます。普通の障害者の方々にサービスを提供している事業所につきましては、こちらの個別給付を主に対象として事業を展開してございます。これにつきましては個別給付事業ですので、やれるのは民間の社会福祉法人です。今回こだわったといいますのは、地域活動支援センターにつきましては市町村事業です。ですから、市町村事業であれば財政的には委託料、年間定まった委託料になります。個別給付につきましては、事業所がインセンティブが働くといいますか何といいますか、1人よりも2人、2人よりも3人というようなことで通所者・入所者がいらっしゃれば、お一人幾らというようなことで支援費が入りますので、個別給付の事業を一般の社会福祉法人とかではそちらを主に、そちらしかしたくないというのがあると思います。

今回町がこだわったというのは、どうしても地域活動支援センターとして市町村事業としてこの事業を実施したいとなったときに、「もみのき」さんにつきましては7人という利用者から、単独で地域活動支援センターの看板を掲げられるようにするには、10人以上の利用者をどうしても獲得しなくちゃならない。その10人、10人でこだわっていましたが、町も保護者会の方々も。でも、ここにきて、どうしてもその10人という実利用者を得ることができないというようなことで、それじゃあ、次に単独が無理であればどこかと主従の関係じゃないと、地域活動支援センターとしては町の事業の法定施設にはなかなかその点でなれなかったというようなことで、もっと前に幾ら協議したとしても、なかなかお互い方針的なものは見出せなかったと思います。

今回、ことしの4月に初めて「主従の関係で6人以上でもいいよ」という省令改正があったがために、一歩前に進めたというようなことでございますので、その点よろしくご理解いただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 4月から実際に、この「もみのき園」を利用する方はどのように変わるのか、今までと。要は、「虹の園」は臥牛三敬会に委託することによってどのように変わるのか。それから、職員体制はどうなるのか。現在働いている方はどうなるのかをお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 今度の委託業者に管理が変わることによって、通園者にとってどのような影響があるのかということかと思いますが、影響はよくはなっても悪くはならないと思っています。といいますのは、「虹の園」さんはバラエティー豊かな創作活動、生産活動、いろいろな社会活動等々のノウハウを数十年かけて持っています。それで、「しらすぎ」と一体的な管理運営となれば、お互いできるかどうかわかりませんが、交流とかあと拠点のいろいろな生産活動、創作活動を見学できたり、あとは送迎活動もこの事業所は一切行っていますし、ということではいろいろな各種楽しみ豊かな、多様なニーズに耐えられるサービスが展開されていくのかなということでは考えてございます。

職員につきましては、激変緩和といいますか、できれば今指導に当たっている方々を再任用のような形で採用してくれというようなことで、そのことにつきましては、その方向で話がまとまってございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） 1点だけお伺いします。

「しらすぎ」さんも「もみのき」さんも、例えばいろいろなものをつくったりして販売しております。「もみのき」さんの方は一次作業と言うんですかね、委託でやって、それを皆さんで分配していたというようなことがあったんですけれども、そこら辺はどんなふうになるのか。指定管理者の方の方は、決算としてはかなり出てくるんだと思いますけれども、そういう利益配分のやつはどんなふうになるのか。今までどおりにしていくのかどうか、お伺いします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

主従の関係、主と従ですね、で経営が一体になります。経営が一体になるということは、財布は一つになります。ですから、「もみのき」さん、「しらすぎ」さん別々じゃなくて、経営が一体ですので、一つの財布でもって収支決算が計算されますし、今のところ従来の工賃は下回らないように努力はいたしますというようなことではお話しさせていただきます。

○議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

○10番（我妻弘国君） ということは、利益配分も一緒にして、そして今度均等に割って払っていくと、そういうことではいいんですか。わかりました。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今までの経過からすれば、これはしょうがないことなんだなということ

はある程度わかります、課長の話で。ただ、先ほどの福祉センターと同じように、やはり柴田町にある福祉協議会というやつをもっと大きくして、力を強めて、その中で任せることは今から目的にしなければならぬと思うんです。やっぱり行政に任せるんじゃないで、ある程度福祉協議会にもっともっと力を持たせて、センターも管理する、そういうふうな方向にもっていけるように何とか努力してほしいという、これは要望です。

○議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。21番加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） お聞きします。今現在、「もみのき園」に何人がいるのかということ、それから6人でもいいと言っているのに、10人を集めることを努力していたのにもかかわらず、ここに15名という定数になっております。それで、もみのき園に15名が入って作業ができるのかどうか。この点についてもお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 現在、「もみのき園」を利用させていただいている方々は7名でございます。今回、この条例で提案させていただきました人員につきましては15名というようにございまして、考え方なんですけれども今までは心身障害者通所というようなことで、障害的な区分された1障害といいますかの方々の利用施設というようなことでございました。

今度の障害者自立支援法上は3障害問わず精神でも知的でも考えずに使える施設というようなことで看板を掲げます。ですから、来られた方については拒むことはできませんので、それらのことと、今度は一つの経営体でもって送迎等もでき得る事業所なものですから、今まで「しらさぎ」に来ていた方が槻木から「しらさぎ」はちょっと遠くて、あといいような交通手段がいろいろあるかと思いますが、「同じところで、そういうことで運営しているところが槻木にもできるんだしたら、槻木に通ってもいいよね」という人、そう目される方が、しらさぎに来ている方が何人か予想されますので、ですから利用しやすくなった、地元で通いやすくなったというようなことで、それらも想定した定員の考え方でございます。

○議長（伊藤一男君） よろしいですか。

○健康福祉課長（平間洋平君） 15名でも今のスペース上、十分、窮屈だというようなことではありませんので。

○議長（伊藤一男君） 加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） 「もみのき園」というのは、今までずっと私見していると定数がしょっちゅう変わっていたように思うんです。それは、県に申請しているときの定数が時折変わっ

ていたという現状がありました。それで、15名入れるといいますけれども、ちょっと行ってみて、作業しているところと食事するところと職員とあと、重度の人たちがいた部屋が小さいのがあるくらいで、15名が一緒に入って、3障害が入ってうまくいくのかどうかという疑問があるんですけれども。それを、今の職員でうまくさばくことができるのか、その点についてお聞きします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 答弁申し上げます。

一番、町としてかかわるのは保健師だと思いますが、保健師がかかわって「しらさぎ」はそうなんですけれども、保健師が保健師業務以外に会社の中で注文を取るとか、保健師以外の仕事にかかわらざるを得ない状態です。今度は、中の運営はすっかりお任せですので、保健師が町内の公衆衛生のために本来の職責を果たせるようになるのかなど。中の管理運営はお願いして、そこに通える人はいいと思うんですが、通えずに困っている方が潜在的にはいっぱい、心の病等々でなかなか表に出られないという方がいっぱいいると思います。今調べてきたんですが、いろいろな保健師が活動してまして、面接ですと70人で延べ相談件数が398件とかってかかわられているんですが、現在精神的に病気を抱えて通院している方が398名いらっしゃいます、町内には。398名の中でかかわれるのは100名ちょっとですので、本来398名はケアを求めている方だと思いますので、これが潜在的な方々への保健師本来の業務である訪問指導等に、そちらの方に今まで以上に力を傾けることができるのかなというように考えてございます。

確かに利用状況を見ますと、知的の方々はきちんと1日のある時間は過ごせるんですが、精神的な方につきますと時間的に耐えられないというふうなことで、午前中で帰るとか午後から来て帰られるとか、そういう利用形態まちまちなものですから、その辺につきましても今回指定管理者でお願いしている事業所につきましても、十数年の経験とノウハウを持っていますので、その辺はきちんと個人の公衆衛生指導には保健師が当たりますが、それらにつきましても、個々人の指導は事業所と一体となって今後進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 加茂紀代子さん。

○21番（加茂紀代子君） これは要望でもいいんですけれども、今利用している人たちの支援の質が低下しないように、それから今までしあわせだと思っていた子どもたちが、私の管理になってしまうと目が届かないということがあったら大変だと思うので、それはきちっとした監視と支援を続けてほしいと思うんですけれども。

○議長（伊藤一男君） 要望といたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号、柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会といたします。

あした、午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時24分 延 会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年12月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番